

インドネシア 貿易管理制度 「輸入品目規制」 詳細

1. 輸入禁止品目： 3
 - ・ 砂糖
 - ・ コメ
 - ・ オゾン層破壊物質
 - ・ 古着
 - ・ フロン使用冷蔵システム
 - ・ 食品・医薬品の原料
 - ・ 危険有毒物質
 - ・ 廃棄物
 - ・ 農具
 - ・ 水銀含有医療器具
 - ・ エビ
 - ・ モッツァレラチーズ
 - ・ 特定の魚

2. 輸入制限品目： 4
 - ・ 家畜、家畜製品、加工家畜製製品
 - ・ コメ
 - ・ トウモロコシ
 - ・ 真珠
 - ・ 砂糖
 - ・ 林業製品
 - ・ にんにく
 - ・ 作物製品
 - ・ 親魚候補、親魚、種苗と真珠の核
 - ・ 鉄鋼・合金・派生品
 - ・ タイヤ
 - ・ カラー多機能機・カラーコピー機・カラープリンター
 - ・ プラスチック原材料
 - ・ 潤滑油
 - ・ 手工具
 - ・ セメントとクリンカー
 - ・ 肥料
 - ・ セラミック
 - ・ ガラスシート
 - ・ 塩

- ・水産物
- ・携帯電話・携帯コンピュータ・タブレット端末
- ・サッカリン・チクロ・アルコール含有香料
- ・未加工ダイヤモンド
- ・食料・飲料品
- ・伝統生薬とサプリメント
- ・化粧品/家庭用救急用品
- ・既製繊維製品
- ・玩具
- ・かばん
- ・衣料品
- ・繊維と繊維製品
- ・バティックの繊維・繊維製品
- ・アルコール飲料
- ・アルコール飲料の原材料
- ・履物
- ・電気製品
- ・二/三輪自転車
- ・川下プラスチック
- ・非医薬用前駆体
- ・石油ガスとその他燃料
- ・ニトロセルロース
- ・商業産業向け爆発原料
- ・オゾン層破壊物質
- ・冷却システムベース品
- ・危険原料
- ・ハイドロフルオロカーボン
- ・特定の化学物質
- ・バルブ
- ・中古資本財
- ・中古リチウム電池
- ・工業原材料向けの非有毒危険廃棄物
- ・大型反芻家畜
- ・牛肉類と加工品
- ・食品・医薬品・化粧品関連

- ・麻薬・向精神薬・医薬用前駆体
- ・家禽とその生肉、内臓、および加工品
- ・スチール精錬産業用再生原材料
- ・作物種苗
- ・危険有毒原料
- ・植物のタバコ
- ・農薬原料
- ・動物専用薬
- ・計測機器
- ・林産物
- ・魚のえさとその原材料
- ・医療機器

1. 輸入禁止品目：

2021年4月1日付商業大臣規定2021年第18号（2022年6月13日付商業大臣規定2022年第40号で変更）にて輸入禁止品目が定められている。対象品目は8桁のHSコードで：

- a. 特定の種類の砂糖 6品目
- b. 特定の種類のコメ 8品目
- c. オゾン層破壊物質 6品目
- d. 中古の布袋や衣料 3品目
- e. CFCやHCFC-22ベースの冷蔵システム：室温調節機、冷蔵／冷凍庫、コンテナ63品目
- f. 医薬品と食品の特定原料：炭化水素よりのハロゲン化合物など3品目
- g. 有毒危険物質：炭化水素よりのハロゲン化合物など24品目
- h. 有毒危険廃棄物と登録された非有毒危険廃棄物：金属や化学産業よりの残留物質や金属スクラップなど45品目
- i. 農具や農園用具：スコップや鍬・鋤、斧、園芸ばさみなど6品目
- j. 水銀を含有する医療機器：手動の血圧計や体温計など3品目

詳細は商業省ウェブサイトの法令ページ（Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum Kementerian Perdagangan、<https://jdih.kemendag.go.id/peraturan>）参照。また、2022年6月17日付財務大臣決定2022年第24号（No. 24/KM. 4/2022）では、さらに詳しい品目説明ごとに188品目がリストアップされている（財務省ウェブサイトの法令ページ（Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum Kementerian Keuangan、<https://jdih.kemenkeu.go.id/in/home>参照））。

また、商業省以外の省庁が定める輸入禁止品目もある。

・モッツァレラチーズ

インドネシア農業省畜産総局は、2008年4月2日付農業省畜産総局長回状2008年第02033号（No. 02033/SE/H/F/04/2008）にて、イタリアからのモッツァレラチーズの輸入を停止する措置をとった。

・特定の魚

2020年7月20日付海洋水産大臣規定2020年第19号（No. 19/PERMEN-KP/2020）にて、危険、有毒、寄生の性質から市民、養殖、水産物資源とその環境、人の健康を脅かす可能性のある魚、計75種のインドネシア国内への搬入を禁止した。詳細は海洋水産省ウェブサイトの法令のページ（Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum (JDIH) Kementerian Kelautan dan Perikanan,

<https://jdih.kkp.go.id/Homedev/PeraturanAll?peraturan=52>) で確認できる。

・医薬・食品の原料

2017年12月20日付国家食品医薬品監督庁（BPOM）長官規定2017年第29号にて、医薬食品の原料としてのカリソプロドール（HSコード2924.19.10）、シブトラミンHCl 水和物（HSコードex2921.49.00、CAS No. 125494-59-9）、シブトラミン（HSコードex2921.49.00、CAS No. 106650-56-0）、リンデン（HSコード2903.81.00、CAS No. 58-89-9）の輸入が禁止された。

2. 輸入制限品目：

2023年12月11日付商業大臣規定2023年第36号にて、輸入が管理される品目がまとめられている。対象となる品目のHSコードを筆頭に、輸入に際して課せられる条件と必要な許認可（登録輸入業者（IT）や製造輸入業者（IP）の認定、輸入承認（PI）の取得、船積み前検査のサーベイヤーレート（LS）の要否）、ポストボーダー検査が適用されるか否か、の一覧が、分野ごとに示されている。また、これら品目の輸入のうち例外となる場合も、その条件や必要になる文書、免除期間が一覧になっている。以上の詳細は、商業省ウェブサイトの法令ページ（Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum Kementerian Perdagangan、<https://jdih.kemendag.go.id/peraturan>）参照。輸入予定品のHSコードから検索するとよい。また、特定の品目については、2022年6月17日付財務大臣決定2022年第23号（No. 23/KM.4/2022）でも詳細を確認できる。財務省ウェブサイトの法令ページ（Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum Kementerian Keuangan、<https://jdih.kemenkeu.go.id/in/home>）を参照。

対象品目は8桁のHSコードで延べ3,871品目あり、以下の分野にわたる。

a. 家畜、家畜製品、加工家畜製品

家畜と家畜製品は、製造輸入業者認定番号（API-P）または一般輸入業者認定番号（API-

U)として有効な事業基本番号(NIB)を有する事業者が、輸入承認を取得した後に輸入できる。対象はHSコード8桁ベースで、家畜14品目(HSコード01.01~01.06番台)、家畜製品86品目(同02.01~02.10、04.07、05.11番台)、加工家畜製品90品目(同02.10、04.01~04.06、04.08~04.09、16.01~16.02、19.01、21.05、22.02、35.01~35.02、35.07番台)。輸入業者には旧令では、企業のほか、事業体/法人の形態の社会团体や外国/国際機関の代表部が含まれていた。

輸入承認の取得には商品収支の申告が必要で、輸入承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の場合は農業省の推薦状が求められる。このほか旧令では、輸入承認の申請に飼育所占有証明、牛や水牛などの解体を(合法)と殺場で行う旨の誓約書(以上、家畜の場合)、コールドストアレージ占有証明(家畜製品、加工家畜製品の場合)が必要とされていた。

輸入承認にはHSコード、物品の説明、数量、原産国、船積港、目的港、仕様などが記載され、有効期間は、商品収支が決定されている場合は1~12月の期間で最長1年、商品収支が未決定の場合は農業省の推薦状にある期間に従う。ポストボーダー検査が適用される(「輸入関連法」参照)。

なお、市場テストのための品として加工家畜製品を輸入するAPI-P保有事業者は、農業省と工業省の技術見解に基づく専用の輸入承認を取得する。有効期間は1~12月の期間で1年。ポストボーダー検査が適用される(「輸入関連法」参照)。

特に家畜製品には、輸入品の供給実績報告義務もある。また旧令では、家畜製品の輸入には、食品に直接触れる包装には法規で認められた原料の使用義務、およびプラスチック包装には食品用ロゴと再生コードの記載義務から成る包装についての条件もあった。さらに、輸入される家畜製品は法規に従ったハラール認証を受け、輸入時に包装の内外にハラールについての説明を表示することが義務付けられていた。ただし、ノンハラールの原料による製品はハラール認証義務の対象外で、輸入時には包装の内外にハラールではないことについての説明を表示することが義務とされていた。

また、加工家畜製品の輸入には国家食品医薬品監督庁(BPOM)ボーダー輸入承認書(SKI Post)を取得する義務があるものもあり、合わせて確認が必要である(下記「食品・医薬品・化粧品の輸入」の記載参照)。

b. コメ

民間のコメ輸入は、製造輸入業者認定番号(API-P)として有効な事業基本番号(NIB)を有する事業者が、HSコードex 1006.40.90に該当する胴割率15%以下の胴割米、1102.90.10に該当する米粉やもち米粉などを、輸入承認を取得した後に輸入する場合のみ認められる。輸入承認を取得するには商品収支の申告が必要で、輸入承認は商品

収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の場合は、輸入品を原材料とする産業の生産能力を表明した事業者からの誓約書に基づき発行される。輸入承認にはHSコード、物品の説明、数量、原産国、船積港、目的港、仕様などが記載され、有効期間は1～12月の期間で最長1年。船積み前検査義務もある。

c. トウモロコシ

民間のトウモロコシの輸入は、製造輸入業者認定番号（API-P）として有効な事業基本番号（NIB）を有する事業者が、飼料に統合された食品・飲料産業の原材料を含む工業原材料として自社用に、HSコード1005.90.91のヒトの消費に適するトウモロコシを、輸入承認を取得した後に輸入する場合のみ認められる。

輸入承認の取得には商品収支の申告が必要で、輸入承認は商品収支に基づき発行されるが、商品収支が未決定の場合は、輸入品を原材料とする産業の生産能力を表明した事業者からの誓約書に基づき発行される。旧令では、輸入承認の申請にはこのほか、蔵置所の占有証明などが必要とされていた。

輸入承認には物品の説明、HSコード、数量、原産国、船積港、目的港、仕様などが記載され、有効期間は1～12月の期間で最長1年。輸入実績報告の義務があり、ポストボーダー検査が適用される（「輸入関連法」参照）。

d. 真珠

HSコード7101.10.00の天然真珠、7101.21.00の未加工養殖真珠、7101.22.00の加工養殖真珠、7116.10.00の天然／養殖真珠製品は、製造輸入業者認定番号（API-P）または一般輸入業者認定番号（API-U）として有効な事業基本番号（NIB）を有する事業者が、輸入承認を取得した後に輸入できる。

輸入承認の取得には商品収支の申告が必要で、輸入承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の場合は海洋水産省の審査報告、推薦状または技術見解に基づき発行される。旧令ではこのほか、輸入承認の申請には生産計画（API-P保有事業者の場合）や供給計画（API-U保有事業者の場合）についての誓約書が必要とされていた。

輸入承認には、物品の説明、HSコード、数量、原産国、船積港、目的港、仕様などが記載され、有効期間は1～12月の期間で最長1年。船積み前検査も義務付けられており、検査結果をまとめたサーベイヤーレポートを輸入通関時に他の書類と一緒に提出する必要がある。ポストボーダー検査適用（「輸入関連法」参照）。

輸送機関の乗客・乗員の携帯品や郵送品の真珠の輸入は、以上の規制の例外となる。また、研究・開発のための真珠の輸入は100グラムまでなら輸入規制の例外となるが、科学技術の研究・開発を管轄する省庁または海洋水産省よりの証明書などが必要。インドネシア国内の展示会用の真珠の輸入も1,000グラムまで規制の例外とな

るが、展示会の招待状などが求められる。

なお、2022年12月28日付海洋水産大臣決定2022年第80号（2023年11月30日付海洋水産大臣決定2023年第195号で変更）にて、上記4品目の真珠は、その搬入地がスカルノハッタ（ジャカルタ）とジュアンダ（スラバヤ）の2国際空港に限定されている。

e. 砂糖

粗糖（HSコード ex 1701.12.00、ex 1701.13.00、ex 1701.14.00）と精製糖（同ex 1701.99.10）は、製造輸入業者認定番号（API-P）として有効な事業基本番号（NIB）を有する事業者のみ、輸入承認を得て輸入できる。輸入承認を取得するには商品収支の申告が必要で、輸入承認は商品収支と関係省庁の合意に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の間は、輸入した粗糖を精製糖にする事業者や精製糖を輸入する事業者には工業省からの推薦状、粗糖を白糖にする事業者には工業省のほか、国有企業省、農業省、国家食品医薬品監督庁（BPOM）からの推薦状と商業大臣の任命書に基づき発行するなどされている。輸入承認には物品の説明、HSコード、数量、原産国、船積港、目的港、仕様などが記載され、有効期間は1～12月の期間で最長1年。船積み前検査と輸入実績報告の義務がある。

なお、耕地白糖（Plantation White Sugar；HSコードex 1701.91.00、ex 1701.99.90）の輸入は、API-Uを有する国有企業に限られている。

f. 林業製品

林業製品は、製造輸入業者認定番号（API-P）または一般輸入業者認定番号（API-U）として有効な事業基本番号（NIB）を有する事業者が、輸入承認を取得した後に輸入できる。対象は、木材やロタン、ベニア、パーティクルボード、合板、木製容器、ドアや窓枠などを含む建材、パルプや紙類など、HSコード44.01、44.03～04、44.06～21、47.01～05、48.02～14、48.16～18、48.22～23、94.01、94.03、94.06、97.02番台の、8桁のコードで441品目。

輸入承認の取得には商品収支の申告が必要で、輸入承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の場合は、輸入予定の林業製品が環境林業省によるdue diligenceの結果に見合ったものである旨の輸入業者宣誓書（デクラレーション）に基づき発行される。輸入承認には、物品の説明、HSコード、数量、原産国、製造国、輸出国、船積港、目的港、仕様などが記載され、有効期間は1～12月の期間で最長1年。ポストボーダー検査が適用される（「輸入関連法」参照）。

また、次の林業製品輸入は本令規定の対象外とされている。

- a. 開発研究に必要なもの
- b. 贈与品、贈答品、礼拝・慈善・社会・文化に必要なもの、自然災害防止に必要な

もの

- c. 海外バイヤーに断られた輸出品の再輸入品（最大、輸出申告書と同じ数量）
- d. 運送手段の乗客・乗員の個人が持ち込む物品
- e. 自己消費する予定で国境を超える者が持ち込む物品
- f. インドネシア政府機関が自己輸入する物品
- g. 在外国代表部とその職員らの物品
- h. 在インドネシア国際機関とその職員らの物品

見本品の輸入のための輸入承認にも商品収支の申告とデklarレーションが必要とされている。有効期間は2カ月で、1回の輸入にのみ使用可。

一方、コンプリメント品として、あるいは市場テストのための品として林業製品を輸入する API-P 保有事業者は、輸入業者宣誓書、工業省の技術見解、海外の会社との特別関係を証明するもの（コンプリメント品の場合）に基づく専用の輸入承認を取得する。有効期間は1～12月の期間で最長1年。ポストボーダー検査が適用される（「輸入関連法」参照）。

g. にんにく

HSコード0703.20.90に該当するにんにくは、製造輸入業者認定番号（API-P）または一般輸入業者認定番号（API-U）として有効な事業基本番号（NIB）を有する事業者が、輸入承認を取得した後に輸入できる。

輸入承認を取得するには商品収支の申告が必要で、輸入承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の間は、蔵置所の能力・適正についての証明書、コールドストレージ占有証明（公証要）、適正農業規範（GAP）認証、生産計画（API-P保有事業者の場合）、供給計画（API-U保有事業者の場合）に基づき発行される。

輸入承認には、物品の説明、HSコード、数量、原産国、船積港、目的港、仕様などが記載され、有効期間は1～12月の期間で最長1年。船積み前検査も義務付けられており、ポストボーダー検査が適用される（「輸入関連法」参照）。

h. 作物製品

作物製品は、製造輸入業者認定番号（API-P）または一般輸入業者認定番号（API-U）として有効な事業基本番号（NIB）を有する事業者が、輸入承認を取得した後に輸入できる。対象は、HSコード07.01（じゃがいも）、07.03（たまねぎ類）、07.06（にんじんやかぶなど）、07.09（その他の野菜）、08.03～08.08（バナナ、マンゴー、かんきつ類、ぶどう、メロン、りんご、なしなど）、08.10（その他の果物）、09.04（コシヨウ）番台の、8桁のコードで32品目。

輸入承認の取得には商品収支の申告が必要で、輸入承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の場合は、蔵置所の能力・適正についての証明書、コールドストアレージ占有証明（公証要）、適正農業規範（GAP）認証、生産計画（API-P保有事業者の場合）、供給計画（API-U保有事業者の場合）に基づき発行される。旧令ではこのほか、輸入承認の申請には冷蔵倉庫と運送手段が適切である旨の誓約書、製品の特徴に従った輸送手段が必要とされていた。

輸入承認には、物品の説明、HSコード、数量、原産国、船積港、目的港、仕様などが記載され、有効期間は1～12月の期間で最長1年。船積み前検査義務があり、ポストボーター検査が適用される（「輸入関連法」参照）。

旧令では農業省からの作物製品輸入推薦状（RIPH、2019年7月30日付農業大臣規定2019年第39号（2020年1月14日付農業大臣規定2020年第2号で変更）参照）が必要とされ、輸入承認の期間はRIPHの期限に従うとされていた。また、梱包の条件も課されていた。なお、2012年6月13日付農業大臣規定2012年第42号（No. 42/Permentan/OT. 140/6/2012）は、輸入生鮮果物、果実野菜の輸入をベラワン（メダン）、タンジュンペラック（スラバヤ）、スカルノハッタ（マカッサル）の3港と首都のスカルノハッタ空港、および自由貿易港に指定された港に限定。また、2012年6月19日付農業大臣規定2012年第43号（No. 43/Permentan/OT. 140/6/2012、2017年6月19日付農業大臣規定2017年第20号（No. 20/PERMENTAN/KR. 040/6/2017）および2022年6月7日付農業大臣規定2022年第6号で変更）は、輸入生鮮ネギ科野菜の搬入地をタンジュンペラック（スラバヤ）、ベラワン（メダン）、マカッサルの3港と首都のスカルノハッタ空港に限定している。

一方、2016年11月15日付農業大臣規定2016年55号

（No. 55/Permentan/KR. 040/11/2016）は、植物由来の生鮮食品の輸入に植物性食品安全証明書（prior notice）と分析証明書（Certificate of Analysis、非認定国からの輸入の場合）の提出を義務付けている。対象は果物42品目、野菜36品目、穀類7品目、木の実6品目、豆類5品目、農園作物4品目で、法務人權省法規総局ウェブサイトの大臣令のページ（Peraturan Perundang-undangan Daftar Peraturan Menteri Kementerian Hukum dan Hak Asasi Manusia Direktorat Jenderal、<https://peraturan.go.id/>）で確認できる。化学物質汚染と微生物汚染の安全性基準を満たしているかどうかを監視することが目的である。

i. 親魚候補、親魚、種苗と真珠の核

親魚候補、親魚、種苗と真珠の核は、製造輸入業者認定番号（API-P）または一般輸入業者認定番号（API-U）として有効な事業基本番号（NIB）を有する事業者が、輸入承認を取得した後に輸入できる。対象品目は、HSコード01.06、03.01、03.06～03.08、05.11、06.02、96.01番台の、8桁のコードで72品目。

輸入承認を取得するには商品収支の申告が必要で、輸入承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の間は海洋水産省の審査報告、推薦状または技術見解に基づき発行される。輸入承認には、物品の説明、HSコード、数量、原産国、船積港、目的港、仕様などが記載され、有効期間は1～12月の期間で最長1年。ただし、国際獣疫事務局(WOAH)の加盟国からの輸入か、非加盟国からの輸入かにより輸入承認が異なり、WOAH非加盟国からの輸入の場合、輸入承認は1回の輸入にしか有効でない。

また、ポストボーダー検査が適用される（「輸入関連法」参照）。

なお、2023年1月24日付海洋水産大臣規定2023年第5号は、親魚候補、親魚、種苗と真珠の核の輸入には、海洋水産大臣の技術推薦状に従って発行された搬入許可、すなわち商業大臣の輸入承認が必要としている。

技術推薦状は、親魚候補、親魚と種苗の場合は、リスク分析結果書や魚の疫病管理モニタリング・サーベイランス・レポートを添付して、国家商品収支システムを通じて申請。国内需要や環境保全、規格、リスク分析結果を考慮して、技術推薦状の発行可否が決まる。一方、真珠の核の場合は、品質データを添付して申請。国内の養殖生産能力を考慮して、発行可否が決められる。

また本令は、親魚候補、親魚、種苗と真珠の核のインドネシアへの搬入は、法令で定められた搬入地を通じて行われなければならないとし、輸入実績報告が義務付けられるとしている。2022年12月28日付海洋水産大臣決定2022年第80号（2023年11月30日付海洋水産大臣決定2023年第195号で変更）にて、上記の72品目のうち96.01番台をのぞいた71品目の親魚候補、親魚、種苗と真珠の核の搬入地は、法令規定で定められたすべての国際空港と海港と定められている。

j. 鉄鋼・合金・派生品

鉄鋼製品の輸入は、製造輸入業者認定番号(API-P)または一般輸入業者認定番号(API-U)として有効な事業基本番号(NIB)を有する事業者が、輸入承認を取得した後に行える。対象品目は8桁のHSコードで、鉄鋼が440品目(72.08～72.17、73.01、73.03～73.10、73.12～73.18、73.20～73.21、73.24～73.26、98.04～98.05番台)、合金鋼が67品目(72.19～72.20、72.25～72.29番台)、派生品は11品目(73.21、73.23番台)。輸入承認の有効期間は1～12月の期間で最長1年。

輸入承認を取得するには商品収支の申告が必要で、輸入承認は商品収支に基づき発行されるが、商品収支が未稼働の間は工業省の審査報告、推薦状または技術見解に基づき発行される。2024年1月3日付工業大臣規定2024年第1号によると、工業省の技術見解は、インドネシア・ナショナル・シングル・ウインドウ・システム(SINSW)を通じて申請し、SIINasを通じて発行される。輸入品目のHSコード、物品の説明、

数量、技術的仕様、船積み港、目的港などがこの技術見解で決まり、これらが商業省からの輸入承認にも記載される。技術見解の申請には、販売契約または注文証明（API-Uの保有会社や工業サービス会社の場合）、ミルシート（合金鋼の輸入の場合）が必要。ただし、上記の対象品目のうちHSコード98.04～98.05番台の鉄鋼製品20品目は、工業省の技術見解の対象から外されている。

鉄鋼製品の輸入には船積み前検査や輸入実績報告の義務もあるが、自動車・電気製品・造船・航空機・重機とこれらの部品、および金型の各産業のAPI-P保有事業者、通関メインパートナーやAEO（Authorized Economic Operator）（「輸入管理その他」の記載参照）に認定されたAPI-P保有事業者、用途免税制度（USDFS）のユーザーであるAPI-P保有事業者などが鉄鋼・合金鋼・派生品を輸入する場合、またHSコードex 7213.91.30、ex 7213.91.90、ex 7213.99.90、ex 7225.50.90に該当する、炭素含有率が0.6%超などの特定の鉄鋼・合金鋼・派生品を輸入する場合は、船積み前検査義務が適用されない。

なお、アフターセールス・サービスのための品として鉄鋼製品を輸入するAPI-P保有会社は、工業省の技術見解に基づく専用の輸入承認を取得する。有効期間は1～12月の期間で最長1年。船積み前検査も義務。

k. タイヤ

HSコード40.11、40.13、87.08番台の、8桁のコードで33品目のタイヤの輸入は、製造輸入業者認定番号（API-P）または一般輸入業者認定番号（API-U）として有効な事業基本番号（NIB）を有する事業者が、輸入承認を取得した後に行える。ただし、API-P保有事業者は、製品生産を補助するためか、あるいはコンプリメンタリー・市場テスト・アフターセールスの目的でのみ輸入が認められる（他者への譲渡・販売は認められない）。一方、API-U保有事業者は保税物流センターを通じた輸入しか認められない。

輸入承認を取得するには商品収支の申告が必要で、輸入承認は商品収支に基づき発行されるが、商品収支が未決定の間は工業省の審査報告、推薦状または技術見解（2017年1月26日付工業大臣規定第1号（No.01/M-IND/PER/1/2017、2019年10月18日付工業大臣規定2019年第31号で変更、現場検査が必要な場合あり）に基づき発行される。

旧令ではこのほか、輸入承認の申請にはインドネシア国家規格（SNI）証使用製品証明（SPPT SNI、「輸入管理その他」参照）や商品登録証（NPB）が必要であるとされていた。ただし、コンプリメンタリー・市場テスト・アフターセールスの目的の輸入の場合は不要。さらにAPI-U保有事業者の場合は、商標権者や海外の工場からの指名書、蔵置所や輸送手段の占有証明が求められるとれていた。

輸入承認には、商品の説明、HSコード、数量、原産国、船積み港、目的港、仕様などが

記載され、有効期間は1～12月の期間で最長1年。輸入には船積み前検査が義務で、ポストボーダー検査が適用される（「輸入関連法」参照）。

なお、コンプリメンタリー品、市場テスト、アフターセールス・サービスのための品としてタイヤを輸入するAPI-P保有事業者は、工業省の技術見解、海外の会社との特別関係を証明するもの（コンプリメント品の場合）に基づく専用の輸入承認を取得する。有効期間1年。船積み前検査も義務で、ポストボーダー検査が適用される。

l. カラー多機能機・カラーコピー機・カラープリンター

HSコード84.43番台の、8桁のコードで14品目に該当するカラー多機能機、カラーコピー機、カラープリンターは、製造輸入業者認定番号（API-P）または一般輸入業者認定番号（API-U）として有効な事業基本番号（NIB）を有する事業者が、輸入承認を取得した後に輸入できる。輸入承認を取得するには商品収支の申告が必要で、輸入承認は商品収支に基づき発行されるが、商品収支が未決定の間は偽造貨幣追放調整庁の審査報告、推薦状または技術見解に基づき発行される。輸入承認にはHSコード、商品説明、種類、商標、数量、原産国、船積み港、目的港、仕様などが記載され、有効期間は1～12月の期間で最長1年。

船積み前検査も義務付けられ、ポストボーダー検査が適用される（「輸入関連法」参照）。

なお、2006年4月19日付国家課報庁長官決定2006年第61号（No. KEP-061）にて、カラー多機能機、カラーコピー機、その他のカラー複写機械等の輸入業者に偽札取締調整庁からのカラー多機能機、カラーコピー機、その他のカラー複写機械の運転免許の取得が義務付けられている。

m. プラスチック原材料

HSコード39.01～39.03（ポリマー）および39.07番台に該当するプラスチック原材料、8桁のHSコードベースで14品目の輸入は、製造輸入業者認定番号（API-P）または一般輸入業者認定番号（API-U）として有効な事業基本番号（NIB）を有する事業者が、輸入承認を取得した後に行う。船積み前検査とポストボーダー検査（「輸入関連法」参照）が適用される。

輸入承認を取得するには商品収支の申告が必要で、輸入承認は商品収支に基づき発行されるが、商品収支が未決定の間は工業省の審査報告、推薦状または技術見解に基づき発行される。API-U保有事業者にはさらにディストリビューション契約も必要で、旧令では販売契約や蔵置所・輸送手段の占有証明も申請に添付することとされていた。

輸入承認には、物品の説明、HSコード、種類、原産国、船積み港、目的港、仕様などが記載され、有効期間は1～12月の期間で最長1年。

ただし、通関メインパートナーや AEO (Authorized Economic Operator) (「輸入管理その他」の記載参照) に認定された API-P 保有事業者が該当するプラスチック原材料を輸入する場合は、輸入承認の取得も船積み前検査も不要とされている。

n. 潤滑油

HSコード2710.19.41に該当する原材料としての潤滑油の輸入は、製造輸入業者認定番号 (API-P) として有効な事業基本番号 (NIB) を有する事業者のみ、輸入承認を得て行える。

輸入承認を取得するには商品収支の申告が必要で、輸入承認は商品収支に基づき発行されるが、商品収支が未決定の間は工業省の審査報告と推薦状または技術見解に基づき発行される。旧令では、輸入承認の申請に登録潤滑油番号 (NPT) なども求められていた。

輸入承認には、物品の説明、HSコード、数量、原産国、船積み港、目的港、仕様などが記載され、有効期間は1~12月の期間で最長1年。ポストボーダー検査が適用される (「輸入関連法」参照)。

o. 手工具

HSコードex. 8201.10.00 (スコップ)、ex. 8201.30.10 (鋏)、ex. 8201.30.90 (その他)、ex. 8201.40.00 (斧)、ex. 8201.60.00 (剪定ばさみ)、ex. 8201.90.00 (その他のハンドツール) に該当する手工具は、製造輸入業者認定番号 (API-P) または一般輸入業者認定番号 (API-U) として有効な事業基本番号 (NIB) を有する事業者が、輸入承認を取得した後に輸入できる。船積み前検査も課される。

輸入承認を取得するには商品収支の申告が必要で、輸入承認は商品収支に基づき発行されるが、商品収支が未決定の間は工業省の審査報告、推薦状または技術見解に基づき発行される。旧令ではこのほか、API-Uとして有効なNIBを有する事業者の輸入承認の申請には、手工具産業との協力契約も求められるとされていた。輸入承認には物品の説明、HSコード、種類、数量、原産国、船積み港、目的港、仕様などが記載され、有効期間は1~12月の期間で最長1年。

p. セメントとクリンカー

HSコード2523.21.00、2523.29.10、2523.29.90、2523.90.00のポルトランドセメントは、一般輸入業者認定番号 (API-U) として有効な事業基本番号 (NIB) を有する事業者のみ、輸入承認を取得した後に輸入できる。輸入承認を取得するには商品収支の申告が必要で、輸入承認は商品収支に基づき発行されるが、商品収支が未決定の間は工業省の審査報告、推薦状または技術見解に基づき発行される。輸入承認の申請にはディストリビューション計画も必要。また旧令では、蔵置所/倉庫や輸送手段の占有

証明、販売契約／受注の証明、インドネシア国家規格（SNI）証使用製品証明（SPPT SNI、「輸入管理その他」参照）も求められるとされていた。輸入承認には、物品の説明、HSコード、種類、数量、原産国、船積港、目的港、仕様などが記載され、有効期間は1～12月の期間で最長1年。船積み前検査の義務があり、ポストボーダー検査が適用される（「輸入関連法」参照）。

一方、HSコード2523.10.10と2523.10.90に該当するセメントクリンカーは、製造輸入業者認定番号（API-P）として有効なNIBを有する、統合生産ユニットを所有するセメントメーカーのみ、輸入承認を取得した後に輸入できる。輸入承認を取得するには商品収支の申告が必要で、輸入承認は商品収支に基づき発行されるが、商品収支が未決定の間は工業省の審査報告、推奨状または技術見解に基づき発行される。旧令ではこのほか、輸入承認の申請にはSNI証使用製品証明も必要とされていた。輸入承認には、物品の説明、HSコード、種類、数量、原産国、船積港、目的港、仕様などが記載され、有効期間は1～12月の期間で最長1年。船積み前検査の義務もあり、ポストボーダー検査が適用される（「輸入関連法」参照）。

q. 政府補助つき肥料

HSコード3102.10.00、3102.21.00、3103.11.90、3105.10.10、3105.10.20、ex 3105.10.90、3105.20.00に該当する、政府補助がつく肥料の輸入は、国営プブック・インドネシアとその子会社に限られる。政府補助のつかない肥料の輸入はこの限りではなく、輸入承認の取得は不要。

r. セラミック

セラミック製品の輸入には、船積み前検査が義務付けられている。対象は、HSコード69.01、69.04、69.05、69.07、60.09、60.10、69.11、69.13、69.14台の、8桁のコードで54品目。検査は商業大臣が定めるサーベイヤーが担当し、検査結果をまとめたサーベイヤーレポート（LS）を輸入申告書（PIB）に添付する。ポストボーダー検査適用（「輸入関連法」参照）。

調査・技術開発に必要な製品（科学技術の研究開発を管轄する省庁からの証明書など要）、郵送品、サンプル品（サンプルとしての使用証明など要）、引越荷物などには、船積み前検査義務は課されない。

なお、コンプリメンタリー品としてセラミック製品を輸入するAPI-P保有事業者は、工業省の技術見解、海外の会社との特別関係を証明するもの（コンプリメント品の場合）に基づく専用の輸入承認を取得する。有効期間は1～12月の期間で最長1年。船積み前検査も義務で、ポストボーダー検査が適用される。

s. ガラスシート

ガラスシートの輸入には船積み前検査が義務付けられている。対象は、HSコード70.03～70.07番台の、8桁のコードで38品目。船積み前検査のサーベイヤーには、2009年10月15日付商業大臣決定2009年第1235号（No.1235/M-DAG/KEP/10/2009）でPTSUCOFINDOが指定されている。ポストボーダー検査も適用（「輸入関連法」参照）。ただし、通関メインパートナーやAEO（Authorized Economic Operator）（「輸入管理その他」の記載参照）に認定された輸入業者の場合、船積み前検査は不要とされている。

なお、コンプリメンタリー品、市場テスト、アフターセールス・サービスのための品としてガラスシートを輸入するAPI-P保有事業者は、工業省の技術見解、海外の会社との特別関係を証明するもの（コンプリメント品の場合）に基づく専用の輸入承認を取得する。有効期間は1～12月の期間で最長1年。船積み前検査も義務で、ポストボーダー検査が適用される。

t. 塩

HSコード2501.00.10、2501.00.20、2501.00.91、2501.00.92、2501.00.99に該当する塩のうち、工業原材料・補助材用の塩は製造輸入業者認定番号（API-P）として有効な事業基本番号（NIB）を有する事業者が、工業用以外の塩は塩を扱う一般輸入業者認定番号（API-U）として有効なNIBを有する事業者が、輸入承認を取得して輸入する。輸入承認を取得するには商品収支の申告が必要で、輸入承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の間は、工業原材料・補助材用の塩の場合は工業省の審査報告、推薦状または技術見解に基づき、工業用以外の塩の場合は海洋水産省の審査報告、推薦状または技術見解に基づき発行される。このほか旧令では申請に、工業原材料用塩の場合は輸入した塩を使用してできた製品の供給／流通／販売計画を、工業用以外の塩の場合は輸入した塩の供給／流通／販売計画を、それぞれ提出するとされていた。輸入承認には、輸入される塩の物品説明、HSコード、種類、数量、原産国、船積み港、目的港、仕様などが記載される。輸入承認の有効期間は1～12月の期間で最長1年。船積み前検査の義務がある。

2018年3月15日付政令2018年第9号も、工業原材料・補助材として輸入される塩は、海洋水産省ではなく、工業省の推薦状に基づいて商業省から輸入承認を得た輸入業者が輸入するとしている。2018年10月30日付工業大臣規定2018年第34号によると、輸入をしようとする会社には、塩加工ユニットの保有や国産塩の採用計画、工業大臣が指定した機関による検査済の塩の年間輸入計画を毎年10月31日までに提出する義務があり、推薦状において搬入港、輸入される塩の種類や数量、搬入時期、品質基準が決定される。3ヶ月ごとの輸入実績報告義務もある。

このほか、2022年12月28日付海洋水産大臣決定2022年第80号（2023年11月30日付海洋水産大臣決定2023年第195号で変更）にて、塩商品の搬入地はベラワン（メダン）とパティンバン（スパン）、チワンダン（チレゴン）の3港に限定されている。

u. 水産物

2018年3月15日付政令2018年第9号に従い、工業原材料・補助材として輸入される水産物の輸入は製造輸入業者認定番号（API-P）として有効な事業基本番号

（NIB）を有する事業者に限定され、一般輸入業者認定番号（API-U）として有効なNIBを有する事業者は工業原材料／補助材料向け以外の、ホテルやレストランでの消費や伝統技法による水産物加工産業の原材料、飼料など向けに水産物の輸入ができる。対象はHSコード03.01～03.09、05.08、12.12、13.02、15.04、39.13番台の、8桁のコードで387品目。

輸入に際しては、商品収支を申告して輸入承認を取得する必要がある。輸入承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の場合は、工業原材料・補助材用の水産物の場合は工業省の審査報告、推薦状または技術見解に基づき、工業用以外の水産物の場合は海洋水産省の審査報告、推薦状または技術見解に基づき発行される。

輸入承認には、物品の説明、HSコード、種類、数量、原産国、船積港、目的港、仕様などが記載され、有効期間は1～12月の期間で最長1年。ポストボーダー検査が適用されている（「輸入関連法」参照）。

また、2022年12月28日付海洋水産大臣決定2022年第80号（2023年11月30日付海洋水産大臣決定2023年第195号で変更）にて、上記の対象品目のうちHSコード0508.00.20など一部をのぞく魚類380品目の搬入地は、国内すべての国際空港とベラワン（メダン）、スカルノハッタ（マカッサル）、タンジュンプリオク（ジャカルタ）、タンジュンペラック（スラバヤ）、タンジュンワンギ（バニユワンギ）、ビトゥン、タンジュンマス（スマラン）、ヌヌカンの3港、バトゥアンパル（バタム）の計11海港、および陸上の通関5カ所とされている。

工業原材料・補助材としての水産物の輸入に必要な工業省の推薦状取得については、2018年8月20日付工業大臣規定2018年第19号にて、翌年の工業原料・補助材としての水産物の必要計画を遅くとも前年の10月末までに工業省のオンラインSIINas (<https://siinas.kemenperin.go.id/>) を通じて提出しなければならないとされている。翌年1月15日までに輸入実績報告をする義務がある。

一方、工業原材料・補助材向け以外の水産物の輸入に必要な海洋水産省の推薦状取得については、2021年1月4日付け海洋水産大臣規定2021年第1号にて、OSSを通じて申請して仮推薦状を取得した後、適正加工認証やリスク分析結果などのコミットメントをwww.rphp-online.kkp.go.idを通じて履行し、正式発効させると定められてい

る。推薦状の発行は1年間に2回で、推薦状を取得した事業者には毎月の輸入・ディストリビューション実績や在庫について、www.rphp-online.kkp.go.idを通じて報告する義務あり。輸入には魚の衛生や水産物の品質・安全性が保証されること、ラベル添付および／あるいはインボイスやパッキングリストがあること、違法漁獲などに由来しないこと、輸入禁止の魚でないことが条件づけられており、搬入港は、すべての国際空港と、ベラワン（メダン）、バトウアンパル（バタム）、タンジュンプリオク（ジャカルタ）、タンジュンマス（スマラン）、タンジュンペラック（スラバヤ）、タンジュンワンギ（バニユワンギ）、スカルノハッタ（マカッサル）、ビトゥンの8海港に限定されている

また、2019年3月6日付海洋水産大臣規定2019年第11号（No. 11/PERMEN-KP/2019）は、海外からの水産物の搬入には、原産地証明、検疫施設証明コピー、ラベルまたはインボイス／パッキングリスト、漁獲証明が必要としている。

v. 携帯電話・携帯コンピュータ・タブレット端末

HSコード8517.13.00に該当するスマートフォン、ex 8517.14.00の携帯電話（衛星電話をのぞく）、ex 8471.30.90のタブレット端末は、製造輸入業者認定番号（API-P）または一般輸入業者認定番号（API-U）として有効な事業基本番号（NIB）を有する事業者が携帯電話・携帯コンピュータ・タブレット端末登録輸入業者（IT）として登録し、輸入承認を取得して輸入する。

ITは、3G以下向けと4G以上向けの2種類がある。申請には、少なくとも3ディストリビューターとの供給協力契約が必要で、工業省の審査報告、推薦状または技術見解に基づき登録される。旧令では、4G以上向けのITの申請には国内の携帯電話・携帯コンピュータ・タブレット端末産業の開発証明、あるいは国内の携帯電話・携帯コンピュータ・タブレット端末産業との協力証明（携帯電話・携帯コンピュータ・タブレット端末産業の製造、デザインハウス、研究開発を事業とする会社の場合）も求められるとされていた。ITは、事業が続く限り有効。

輸入承認を取得するには商品収支の申告が必要で、輸入承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の間は、IT、工業省からの製品登録証（TPP）、情報通信省が発行する通信機器認証に基づき発行される。旧令ではこのほか、輸入承認の申請に海外の商標権者などからの指名書（公証要）も必要とされていた。また、対象製品の輸入実績が3年以上あること、インドネシア国内にサービスセンターが25カ所以上あること、などの条件もあった。2016年9月1日付工業大臣規定2016年第68号（No. 68/M-IND/PER/9/2016）では、輸入承認の申請には工業省金属機械輸送機器電器産業総局長からの輸入推薦状が必要で、推薦状の申請にはカテゴリーによって、携帯電話・携帯コンピュータ・タブレット端末の国産化を行っている／行っ

た証明や、携帯電話・携帯コンピュータ・タブレット端末メーカーとの協力契約などが求められるとされていた。

輸入承認には、物品の説明、HSコード、種類、数量、原産国、船積港、目的港、仕様などが記載され、有効期間は1～12月の期間で最長1年。

輸入に際しては船積み前検査の義務もある。旧令では搬入港がメダン、ジャカルタ、スマラン、スラバヤ、マカッサルの海港と空港に制限され、輸入された携帯電話、携帯コンピュータ、タブレット端末はディストリビューターに卸すことが義務付けられていた。

なお、2016年7月26日付工業大臣規定2016年第65号（No. 65/M-IND/PER/7/2016）は、携帯電話、携帯コンピュータ、タブレット端末の現地調達率について定めている。現地調達率を満たしていない携帯電話、携帯コンピュータ、タブレット端末の輸入が難しいため、注意が必要である。

また、2020年4月17日付財務省関税総局長規定2020年第5号（No. PER-05/BC/2020）にて、通信媒体の輸入に際しては国際識別番号（IMEI）を輸入申告書（PIB）にて申告するよう定められている。

w. サッカリン・チクロ・アルコール含有香料

サッカリン（HSコード2925.11.00）とチクロ（同2929.90.10、2929.90.20）は、製造輸入業者認定番号（API-P）または一般輸入業者認定番号（API-U）として有効な事業基本番号（NIB）を有する事業者が、輸入承認を取得した後に輸入できる。一方、アルコール含有香料（同3302.10.10、3302.10.20、3302.10.90）は、民間では、API-Pとして有効なNIBを有する事業者には制限されている。輸入承認要。

輸入承認を取得するには商品収支の申告が必要で、輸入承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の間は工業省の審査報告、推薦状または技術見解に基づき発行される。輸入承認には物品の説明、HSコード、数量、原産国、船積み港、目的港、仕様などが記載され、有効期間は1～12月の期間で最長1年。船積み前検査、ポストボーダー検査（「輸入関連法」参照）が課される。

x. 未加工ダイヤモンド

HSコード7102.10.00、7102.21.00、7102.31.00の未加工ダイヤモンドは、製造輸入業者認定番号（API-P）または一般輸入業者認定番号（API-U）として有効な事業基本番号（NIB）を有する事業者が、輸入承認を取得した後に輸入できる。輸入承認を取得するには商品収支の申告が必要で、輸入承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の間はキンブリープロセス認証（KPCS）に基づき発行される。

輸入承認には物品の説明、HSコード、数量、原産国、船積み港、目的港、仕様などが記載され、有効期間は1～12月の期間で最長1年。ただし、1回の輸入通関にしか有効でない。また、輸入の都度キンバリープロセス認証制度の参加国の当局が発行したダイヤモンド原石証明を添付し、輸入港にて政府指定のサーベイヤーによる実物検査を受ける。また、ポストボーダー検査が適用されている（「輸入関連法」参照）。

y. 食品・飲料品

食品と飲料品は製造輸入業者認定番号（API-P）または一般輸入業者認定番号（API-U）として有効な事業基本番号（NIB）を有する事業者が輸入することができるが、船積み前検査が義務付けられている。対象は、HSコード07.10、07.12、08.13、09.04、16.03～16.05、17.04、18.06、19.01～19.02、19.04～19.05、20.02、20.04～20.05、20.07～20.09、21.01～21.05、24.02、28.53番台の232品目。

また、搬入港がチカラン・ドライポート、ベラワン港（北スマトラ州メダン）、タンジュンプリオク港とニュープリオク港（ジャカルタ）、タンジュンマス港（中部ジャワ州スマラン）、タンジュンペラック港（東ジャワ州スラバヤ）、スカルノハッタ港（南スラウェシ州マカッサル）、ピトゥン港（北スラウェシ）、メラックマス港（バンテン州チレゴン）、ドゥマイ港（リアウ州）、ジャヤプラ港（パプア州）、Krueng Geukuh港（北アチェ）、クアラランサ港（アチェ）、タラカン港（条件あり）、トゥノタカ港（ヌヌカン、条件あり）、クアラナム空港（北スマトラ州メダン）、スカルノハッタ空港（ジャカルタ）、アフマッドヤニ空港（スマラン）、ジュアンダ空港（スラバヤ）、ハサヌディン空港（マカッサル）に限られる。

ポストボーダー検査適用（「輸入関連法」参照）。

なお、コンプリメンタリー品、市場テストのための品として食品や飲料品を輸入するAPI-P保有事業者は、工業省の技術見解、海外の会社との特別関係を証明するもの（コンプリメント品の場合）に基づく専用の輸入承認を取得する。有効期間は1～12月の期間で最長1年。船積み前検査も義務で、ポストボーダー検査が適用される。

また、加工食品の輸入には搬出承認が出てから7日以内に国家食品医薬品監督庁（BPOM）からポストボーダー輸入承認書（SKI Post Border）を取得する義務があるものがあり、合わせて確認が必要である（下記「食品・医薬品・化粧品の輸入」の記載参照）。

z. 伝統生薬とサプリメント

伝統生薬とサプリメントは一部を除き、製造輸入業者認定番号（API-P）または一般輸入業者認定番号（API-U）として有効な事業基本番号（NIB）を有する事業者が輸入することができるが、船積み前検査が義務付けられている。対象は、HSコード

15.12、21.06、12.07、12.11、12.14、13.02、15.16、15.18、21.06、33.01番台の37品目。また、搬入港が、チカラン・ドライポート（西ジャワ州ブカシ）、ベラワン港（北スマトラ州メダン）、タンジュンプリオク港とニュープリオク港（ジャカルタ）、タンジュンマス港（中部ジャワ州スマラン）、タンジュンペラック港（東ジャワ州スラバヤ）、スカルノハッタ港（南スラウェシ州マカッサル）、ビトゥン港（北スラウェシ）、メラックマス港（バンテン州チレゴン）、クアラナム空港（北スマトラ州メダン）、スカルノハッタ空港（ジャカルタ）、アフマッドヤニ空港（スマラン）、ジュアンダ空港（スラバヤ）、ハサヌディン空港（マカッサル）に限られている。

さらに、上記対象のうちHSコード1512.19.10、2106.90.53、2106.90.71、2106.90.72、2106.90.73の輸入は、API-Uとして有効なNIBを有する事業者のみ、輸入承認を取得した後に可能となる。輸入承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の場合は、工業省の審査報告、推薦状または技術見解に基づき発行される。輸入承認には、物品の説明、HSコード、種類、数量、原産国、船積港、目的港、仕様などが記載され、有効期間は1～12月の期間で最長1年。

なお、コンプリメンタリー品、市場テストのための品として伝統生薬やサプリメントを輸入するAPI-P保有会社は、工業省の技術見解、海外の会社との特別関係を証明するもの（コンプリメント品の場合）に基づく専用の輸入承認を取得する。有効期間は1～12月の期間で最長1年。船積み前検査も義務。

また、伝統生薬とサプリメントの輸入には国家食品医薬品監督庁（BPOM）からボーダー輸入承認書（SKI Post）を取得する義務があるものがあり、合わせて確認が必要である（下記「食品・医薬品・化粧品の輸入」の記載参照）。

aa. 化粧品・家庭用救急用品

化粧品と家庭用救急用品は原則、一般輸入業者認定番号（API-U）として有効な事業基本番号（NIB）を有する事業者が輸入承認を取得した後に輸入でき、船積み前検査が義務付けられている。対象は、HSコード33.04～33.07、34.01番台の38品目。ただし、HSコード3401.20.20に該当する石鹼のみは、製造輸入業者認定番号（API-P）として有効な事業基本番号（NIB）を有する事業者も輸入でき、輸入承認は不要。

輸入承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の場合は工業省の審査報告、推薦状または技術見解に基づき発行される。輸入承認には、物品の説明、HSコード、種類、数量、原産国、船積港、目的港、仕様などが記載され、有効期間は1～12月の期間で最長1年。

また、搬入港が、チカラン・ドライポート（西ジャワ州ブカシ）、ベラワン港（北スマトラ州メダン）、タンジュンプリオク港とニュープリオク港（ジャカルタ）、タン

ジュンマス港（中部ジャワ州スマラン）、タンジュンペラック港（東ジャワ州スラバヤ）、スカルノハッタ港（南スラウェシ州マカッサル）、ビトウン港（北スラウェシ）、メラックマス港（バンテン州チレゴン）、クアラナム空港（北スマトラ州メダン）、スカルノハッタ空港（ジャカルタ）、アフマッドヤニ空港（スマラン）、ジュアンダ空港（スラバヤ）、ハサヌディン空港（マカッサル）に限られている。

なお、コンプリメンタリー品、市場テストのための品として化粧品や家庭用救急用品を輸入するAPI-P保有事業者は、工業省の技術見解、海外の会社との特別関係を証明するもの（コンプリメント品の場合）に基づく専用の輸入承認を取得する。有効期間は1～12月の期間で最長1年。船積み前検査も義務。

また、化粧品の輸入には国家食品医薬品監督庁（BPOM）からボーダー輸入承認書（SKI Post）を取得する義務があるものがあり、合わせて確認が必要である（下記「食品・医薬品・化粧品の輸入」の記載参照）。

bb. 既製繊維製品

一般輸入業者認定番号（API-U）として有効な事業基本番号（NIB）を有する事業者は、HSコード63.01～63.07（毛布、リネン類、カーテン、テントなど）、96.19（衛生用品）、63.05～63.08（その他）番台89品目の既製繊維製品を、輸入承認を取得した後に輸入できる。船積み前検査も義務付けられている。

一方、製造輸入業者認定番号（API-Pとして有効なNIBを有する会社は、HSコード6305.32.10、6305.32.20、6305.32.90、6305.33.10、6305.33.20、6305.33.90、6305.39.10、6305.39.20、6305.39.90、6307.90.80に該当する既製繊維製品を、輸入承認を取得した後に輸入できる。船積み前検査も義務。また、6305.10.11、6305.10.19、6305.90.10、6305.90.20、6305.90.90、6306.30.00、6307.20.00、6307.90.30、6307.90.61、6308.00.00に該当する既製繊維製品は、輸入承認なし、船積み前検査のみで輸入できる。

輸入承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の場合は工業省の審査報告、推奨状または技術見解に基づき発行される。輸入承認には、物品の説明、HSコード、種類、数量、原産国、船積港、目的港、仕様などが記載され、有効期間は1～12月の期間で最長1年。

また搬入港が、チカラン・ドライポート（西ジャワ州ブカシ）、ベラワン港（北スマトラ州メダン）、タンジュンプリオク港とニュープリオク港（ジャカルタ）、タンジュンマス港（中部ジャワ州スマラン）、タンジュンペラック港（東ジャワ州スラバヤ）、スカルノハッタ港（南スラウェシ州マカッサル）、ビトウン港（北スラウェシ）、Krueng Geukuh港（北アチェ）、メラックマス港（バンテン州チレゴン）、クアラナム空港（北スマトラ州メダン）、スカルノハッタ空港（ジャカルタ）、アフマッドヤニ空港（ス

マラン)、ジュアンダ空港(スラバヤ)、ハサヌディン空港(マカッサル)に限られている。

なお、コンプリメンタリー品、市場テストのための品として上記の既製繊維製品を輸入するAPI-P保有事業者は、工業省の技術見解、海外の会社との特別関係を証明するもの(コンプリメント品の場合)に基づく専用の輸入承認を取得する。有効期間は1~12月の期間で最長1年。船積み前検査も義務。

cc. 玩具

玩具は、製造輸入業者認定番号(API-P)または一般輸入業者認定番号(API-U)として有効な事業基本番号(NIB)を有する事業者が輸入することができるが、船積み前検査が義務付けられている。対象は、HSコード95.03~95.04番台の、8桁のHSコードベースで21品目。また、搬入港がチカラン・ドライポート(西ジャワ州ブカシ)、ベラワン港(北スマトラ州メダン)、タンジュンプリオク港とニュープリオク港(ジャカルタ)、タンジュンマス港(中部ジャワ州スマラン)、タンジュンペラック港(東ジャワ州スラバヤ)、スカルノハッタ港(南スラウェシ州マカッサル)、クアラランサ港(アチェ)、ビトウン港(北スラウェシ)、メラックマス港(バンテン州チレゴン)、クアラナム空港(北スマトラ州メダン)、スカルノハッタ空港(ジャカルタ)、アフマッドヤニ空港(スマラン)、ジュアンダ空港(スラバヤ)、スルタンハサヌディン空港(マカッサル)に限られている。

なお、コンプリメンタリー品、市場テストのための品として玩具を輸入するAPI-P保有会社は、工業省の技術見解、海外の会社との特別関係を証明するもの(コンプリメント品の場合)に基づく専用の輸入承認を取得する。有効期間は1~12月の期間で最長1年。船積み前検査も義務。

dd. かばん

かばんは、一般輸入業者認定番号(API-U)として有効な事業基本番号(NIB)を有する事業者のみ、輸入承認を取得した後に輸入できる。船積み前検査も義務付けられている。対象は、HSコード42.02番台の、8桁のコードで23品目。

輸入承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の場合は、工業省の審査報告、推薦状または技術見解に基づき発行される。輸入承認には、物品の説明、HSコード、種類、数量、原産国、船積港、目的港、仕様などが記載され、有効期間は1~12月の期間で最長1年。

なお、コンプリメンタリー品、市場テストのための品としてかばんを輸入するAPI-P保有事業者は、工業省の技術見解、海外の会社との特別関係を証明するもの(コンプリメント品の場合)に基づく専用の輸入承認を取得する。有効期間は1~12月の期間で最長1年。船積み前検査も義務。

ee. 衣料品

一般輸入業者認定番号（API-U）として有効な事業基本番号（NIB）を有する事業者は、HSコード61.01～61.17、62.01～62.17、65.05番台322品目の衣料品とそのアクセサリーを、輸入承認を取得した後に輸入できる。船積み前検査も義務付けられている。また、6203.31.00、6203.41.00、6211.43.60に該当する衣料品は、輸入承認は不要、船積み前検査のみで輸入できるが、ポストボーダー検査が適用される（「輸入関連法」参照）。

一方、製造輸入業者認定番号（API-P）として有効なNIBを有する事業者は、HSコード6117.80.90、6212.10.99、6212.90.19、6212.90.99、6217.10.90に該当する衣料品を、輸入承認を取得した後に輸入できる。船積み前検査も義務。また、6203.31.00、6203.41.00、6211.43.60に該当する衣料品は、輸入承認なし、船積み前検査のみで輸入できるが、ポストボーダー検査が適用される。

輸入承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の場合は工業省の審査報告、推薦状または技術見解に基づき発行される。また旧令では、1年間の輸入計画を輸入承認の申請に添付することとされていた。

輸入承認には、物品の説明、HSコード、種類、数量、原産国、船積港、目的港、仕様などが記載され、有効期間は最長1年。搬入港は、ベラワン（メダン）、タンジュンプリオクとニュープリオク（いずれもジャカルタ）、タンジュンマス（スマラン）、タンジュンペラック（スラバヤ）、スカルノハッタ（マカッサル）、Krueng Geukuh（北アチェ）、ピトウン、メラックマス（チレゴン）の9海港と、チカランドライポート（ジャバベカ）、およびクアラナム（メダン）、スカルノハッタ（ジャカルタ）、アフマッドヤニ（スマラン）、ジュアンダ（スラバヤ）、ハサヌディン（マカッサル）の5空港に限られている。

なお、コンプリメンタリー品、市場テストのための品として衣料品を輸入するAPI-P保有事業者は、工業省の技術見解、海外の会社との特別関係を証明するもの（コンプリメント品の場合）に基づく専用の輸入承認を取得する。有効期間は1～12月の期間で最長1年。船積み前検査も義務。

ff. 繊維と繊維製品

繊維・繊維製品の輸入は、製造輸入業者認定番号（API-P）または一般輸入業者認定番号（API-U）として有効な事業基本番号（NIB）を保有する事業者が、輸入承認を取得した後に行える。船積み前検査も義務付けられている。ただし、通関メインパートナーやAEO（Authorized Economic Operator）（「輸入管理その他」の記載参照）に認定されたAPI-P保有事業者は、輸入承認の取得や船積み前検査義務の例外とされている。

対象は、HSコード50.07、52.08～52.12、53.09～53.11、54.07～54.08、55.09～

55. 10、55. 12～55. 16、57. 01～57. 05、58. 01～58. 02、58. 04～58. 11、59. 01～59. 03、59. 06～59. 07、59. 11、60. 01～60. 06、54. 02、55. 01、55. 03～55. 04、55. 06、51. 11～51. 13、54. 01～54. 05、54. 08、55. 08、55. 11、56. 05、56. 08、58. 06、59. 02番台の、8桁のコードで515品目。ただし、54. 02、55. 01、55. 03～55. 04、55. 06番台は輸入承認の取得は必要だが船積み前検査は不要。一方、51. 11～51. 13、54. 01～54. 05、54. 08、55. 08、55. 11、56. 05、56. 08、58. 06、59. 02番台は輸入承認は不要だが、船積み前検査は義務付けられている。

輸入承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の場合は工業省の審査報告、推薦状または技術見解に基づき発行される。また旧令では、1年間の輸入計画を輸入承認の申請に添付することとされていた。

輸入承認には、物品の説明、HSコード、種類、数量、原産国、船積港、目的港、仕様などが記載され、有効期間は1～12月の期間で最長1年。

gg. バティックの繊維・繊維製品

バティック繊維・繊維製品とバティック・モチーフの繊維・繊維製品の輸入は、製造輸入業者認定番号（API-P）または一般輸入業者認定番号（API-U）として有効な事業基本番号（NIB）を保有する事業者が、輸入承認を取得した後に行える。船積み前検査も義務付けられている。対象は、HSコード50. 07、51. 12、52. 08～52. 12、53. 11、62. 03～62. 08、62. 13、62. 15、63. 01～63. 02、63. 04番台のバティック繊維・繊維製品とバティック・モチーフの繊維・繊維製品79品目。

輸入承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の場合は工業省の審査報告、推薦状または技術見解に基づき発行される。輸入承認には、物品の説明、HSコード、種類、数量、原産国、船積港、目的港、仕様などが記載され、有効期間は1～12月の期間で最長1年。搬入港はメダンのベラワン、スラバヤのタンジュンペラック、マカッサルのスカルノハッタの3港とタンゲランのスカルノハッタ空港に限られている。

関税地域外を出自とするバティック繊維・繊維製品とバティック・モチーフの繊維・繊維製品は、自由貿易地地区／自由貿易港から関税地域のその他の場所への搬出が禁止されている。

hh. アルコール飲料

民間事業者によるアルコール飲料の輸入は、一般輸入業者認定番号（API-U）として有効なNIBを有する事業者がデューティーペイド・アルコール飲料登録輸入業者（IT）として登録し、デューティーペイド・アルコール飲料輸入承認を取得した後に可能である。対象は、HS 22. 03～06と22. 08番台の、8桁のHSコードで53品目。

デューティーペイド・アルコール飲料登録輸入業者として登録するには、少なくとも

3年間連続してアルコール飲料のディストリビューションに従事した経験があること（アルコール飲料商業許可（SIUP-MB）で証明）、少なくとも6州において6ディストリビューターを指名していること（指名書で証明）、少なくとも海外5カ国の最低20のアルコール飲料工場からディストリビューターとして指名を受けていること（公証済指名書で証明）、などの条件がある。登録は、アルコール飲料輸入事業を行う限り有効。デューティーペイド・アルコール飲料輸入承認を取得するには商品収支の申告が必要で、輸入承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の場合はデューティーペイド・アルコール飲料登録輸入業者、輸入計画、ディストリビューション計画に基づき発行される。輸入承認にはアルコール飲料の分類（度数によりA～C）、HSコード、数量、原産国などが記載され、有効期間は1～12月の期間で最長1年。輸入港はメダンのベラワン、ジャカルタのタンジュンプリオク、スマランのタンジュンマス、スラバヤのタンジュンペラック、ビトゥン、マカッサルのスカルノハッタの各海港と国際空港に限定されており、保税ロジスティックセンターを経て国内の関税地域へ搬出される。

旧令では、輸入されたアルコール飲料は、国産アルコール飲料と共に指定ディストリビューターへの供給に限られ、この指定ディストリビューターは指定サブ・ディストリビューターに供給し、このサブ・ディストリビューターは小売店へ卸すか、（その場での飲料用に提供する）現地販売業者への販売を行うとされていた。なお、アルコール度数5%未満のアルコール飲料の販売小売店はスーパーマーケットとハイパーマーケットに限られ、ミニマーケットとその他の小売店でのアルコール飲料小売販売は禁止されている。

ii. アルコール飲料の原材料

アルコール飲料の原材料の輸入は、製造輸入業者認定番号（API-P）として有効な NIB を有する事業者のみ、輸入承認を取得した後に行える。対象は、HS ex 2208.20.50、ex 2208.20.90、ex 2208.30.10、ex 2208.40.00、ex 2208.50.00、ex 2208.60.00、ex 2208.90.20、ex 2208.90.40、ex 2208.90.60、ex 2208.90.99 の 10 品目。船積み前検査義務もある。

輸入承認の取得には商品収支の申告が必要で、輸入承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の場合は工業省の審査報告、推薦状または技術見解に基づいて発行される。旧令ではこのほか、輸入承認の申請に1年間の需要計画の提出も求められていた。

輸入承認にはHSコード、物品の説明、数量、原産国、船積み港、目的港、仕様などが記載され、有効期間は最長1年。搬入港はメダンのベラワン、ジャカルタのタンジュンプリオク、スマランのタンジュンマス、スラバヤのタンジュンペラック、ビトゥン、マカッサルのスカルノハッタの6港に限られている。

輸入は容量最低1千リットルのISOタンクまたはフレキシバック／タンクに入れて実施する。

jj. 履物

履物の輸入は、一般輸入業者認定番号（API-U）として有効な事業基本番号（NIB）を有する事業者のみ、輸入承認を取得した後に行える。対象は、HSコード64.01～64.05番台の、8桁のHSコードベースで43品目。船積み前検査の義務もある。

輸入承認の取得には商品収支の申告が必要で、輸入承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の場合は工業省の審査報告、推薦状または技術見解に基づき発行される。輸入承認にはHSコード、物品の説明、数量、原産国、船積み港、目的港、仕様などが記載され、有効期間は1～12月の期間で最長1年。

搬入港は、チカラン・ドライポート（西ジャワ州ブカシ）、ベラワン港（北スマトラ州メダン）、タンジュンプリオク港とニュープリオク港（ジャカルタ）、タンジュンマス港（中部ジャワ州スマラン）、タンジュンペラック港（東ジャワ州スラバヤ）、スカルノハッタ港（南スラウェシ州マカッサル）、Krueng Geukuh港（北アチェ）、クアラランサ港（アチェ）、ビトゥン港（北スラウェシ）、メラックマス港（バンテン州チレゴン）、クアラナム空港（北スマトラ州メダン）、スカルノハッタ空港（ジャカルタ）、アフマッドヤニ空港（スマラン）、ジュアンダ空港（スラバヤ）、ハサヌディン空港（マカッサル）に限られる。

なお、コンプリメンタリー品、市場テストのための品として履物を輸入するAPI-P保有事業者は、工業省の技術見解、海外の会社との特別関係を証明するもの（コンプリメント品の場合）に基づく専用の輸入承認を取得する。有効期間は1～12月の期間で最長1年。船積み前検査も義務。

kk. 電気製品

HSコード84.13～14.13、84.18、84.50、84.71、85.09、85.16、85.18、85.21、85.25、85.27～85.28、85.39、85.44、94.05番台の、8桁のHSコードベースで78品目の電気製品は、製造輸入業者認定番号（API-P）または一般輸入業者認定番号（API-U）として有効な事業基本番号（NIB）を保有する事業者が輸入承認を取得した後に行え、船積み前検査も義務付けられている。ただし、これらをAPI-Pとして有効なNIBを保有する事業者が輸入し、その産業に関わる資本財、原材料、補助材として使用する場合は、船積み前検査は免除される。

一方、HSコード84.13～14.13、84.50、84.71、85.16～85.19、85.21、85.25、85.27～85.29、85.39、85.43番台の、8桁のHSコードベースで61品目の電気製品は、輸入承認が不要で、船積み前検査のみ義務付けられている。

輸入承認の取得には商品収支の申告が必要で、輸入承認は商品収支に基づいて発行さ

れるが、商品収支が未決定の場合は工業省の審査報告、推薦状または技術見解に基づき発行される。輸入承認にはHSコード、物品の説明、数量、原産国、船積み港、目的港、仕様などが記載され、有効期間は1～12月の期間で最長1年。

搬入港は、チカラン・ドライポート（西ジャワ州ブカシ）、ベラワン港（北スマトラ州メダン）、タンジュンプリオク港とニュープリオク港（ジャカルタ）、タンジュンマス港（中部ジャワ州スマラン）、タンジュンペラック港（東ジャワ州スラバヤ）、スカルノハッタ港（南スラウェシ州マカッサル）、Krueng Geukuh港（北アチェ）、クアラランサ港（アチェ）、ビトゥン港（北スラウェシ）、メラックマス港（バンテン州チレゴン）、クアラナム空港（北スマトラ州メダン）、スカルノハッタ空港（ジャカルタ）、アフマッドヤニ空港（スマラン）、ジュアンダ空港（スラバヤ）、ハサスディン空港（マカッサル）に限られる。

なお、コンプリメンタリー品、市場テスト、アフターセールス・サービスのための品として電気製品を輸入するAPI-P保有事業者は、工業省の技術見解、海外の会社との特別関係を証明するもの（コンプリメント品の場合）に基づく専用の輸入承認を取得する。有効期間は1～12月の期間で最長1年。船積み前検査も義務。

II. 二/三輪自転車

二/三輪自転車の輸入は、一般輸入業者認定番号（API-U）として有効な事業基本番号（NIB）を有する事業者のみ、輸入承認を取得した後に行える。対象は、HSコード8712.00.10、8712.00.20、8712.00.30、8712.00.90に該当する二/三輪自転車。船積み前検査も義務付けられている。

輸入承認の取得には商品収支の申告が必要で、輸入承認は商品収支に基づいて発行されるが、商品収支が未決定の場合は1年間の輸入計画に基づき発行される。輸入承認にはHSコード、物品の説明、数量、原産国、船積み港、目的港、仕様などが記載され、有効期間は1～12月の期間で最長1年。

III. 川下プラスチック

川下プラスチックの輸入は、製造輸入業者認定番号（API-P）または一般輸入業者認定番号（API-U）として有効な事業基本番号（NIB）を保有する事業者によって行われるが、船積み前検査が義務付けられている。対象は、HSコード39.19～39.21、39.23～39.24、39.26番台の、8桁のHSコードで440品目。船積み前検査も義務付けられている。ただし、通関メインパートナーやAEO（Authorized Economic Operator）（「輸入管理その他」の記載参照）に認定されたAPI-P保有事業者による輸入の場合は、船積み前検査の例外。

nn. 非医薬用前駆体

HSコード28.06～28.07、28.41、29.09、29.14～29.16、29.22、29.24、29.32～29.33、29.39番台の、8桁のコードで24品目の非医薬用前駆体は、製造輸入業者認定番号（API-P）として有効な事業基本番号（NIB）を有する事業者は工業省からの推薦状を取得して非医薬用前駆体製造輸入業者（IP）として、一般輸入業者認定番号（API-U）として有効なNIBを有する事業者は国家警察犯罪捜査庁と国家麻薬庁（BNN）から推薦状を取得して非医薬用前駆体登録輸入業者（IT）として登録し、輸入承認を取得して輸入することができる。IT/IPの有効期間は3年。

輸入承認の取得には商品収支の申告が必要だが、商品収支が未決定の間は、IPの場合は工業省の推薦状、ITは国家警察犯罪捜査庁とBNNからの推薦状を添付して、輸入承認を申請する。旧令では、生産計画（IPの場合）や供給計画（ITの場合）の提出も必要とされていた。輸入承認にはHSコード、物品の説明、数量、原産国、船積み港、目的港、仕様などが記載され、有効期間は1～12月の期間で最長1年。船積み前検査の義務もある。

なお、ITは、輸入した非医薬用前駆体を直接、最終消費産業へ供給しなければならない。

（医薬用前駆体の輸入規制については下記参照）

oo. 石油ガスとその他燃料

HSコード27.09、27.10番台の8桁のHSコードベースで21品目の石油の輸入は、製造輸入業者認定番号（API-P）または一般輸入業者認定番号（API-U）として有効な事業基本番号（NIB）を保有する事業者が、輸入承認を取得した後に行える。輸入承認は商品収支に基づき発行されるが、商品収支が未決定の場合、石油ガス事業者と直接使用者向けの輸入の場合はエネルギー・鉱物資源省の審査報告、推薦状または技術見解に基づき発行される。輸入承認にはHSコード、物品の説明、数量、原産国、船積み港、目的港、仕様などが記載され、有効期間は1～12月の期間で最長1年。

同27.11、29.09番台8桁のHSコードベースで7品目の天然ガスの輸入も、API-PまたはAPI-Uとして有効なNIBを保有する事業者が、輸入承認を取得した後に行える。輸入承認は商品収支に基づき発行されるが、商品収支が未決定の場合、石油ガス事業者と直接使用者向けに輸入する場合はエネルギー・鉱物資源省の審査報告、推薦状または技術見解に基づき発行される。ただし、HSコード2909.19.00のジメチルエーテルの場合は例外。燃料や燃料混合の目的で石油ガス事業者がジメチルエーテルを輸入する場合はエネルギー・鉱物資源省の審査報告、推薦状または技術見解に基づくが、燃料や燃料混合以外の目的で事業者がジメチルエーテルを輸入する場合は工業省の審査報告、推薦状または技術見解に基づき発行される。輸入承認にはHSコード、物品の説明、数量、原産国、船積み港、目的港、仕様などが記載され、有効期間は1～12月

の期間で最長1年。

同 22.07、38.26 番台 8 桁の HS コードベースで 9 品目のその他の燃料の輸入も、API-P または API-U として有効な NIB を保有する事業者が、輸入承認を取得した後に行える。輸入承認は商品収支に基づき発行されるが、商品収支が未決定の場合、燃料や燃料混合の目的で石油ガス事業体と直接使用者向けに輸入する場合はエネルギー・資源省の審査報告、推薦状または技術見解に基づき、燃料や燃料混合以外の目的の事業者の場合は工業省の審査報告、推薦状または技術見解に基づき発行される。輸入承認には HS コード、物品の説明、数量、原産国、船積み港、目的港、仕様などが記載され、有効期間は 1～12 月の期間で最長 1 年。

なお、2019 年 5 月 20 日付工業大臣規定 2019 年第 20 号は、HS コード 22.07（エチルアルコール）や 38.26（バイオディーゼル）に属する工業用燃料 9 品目（HS コード 8 桁ベース、詳細は工業省ウェブサイトの法令のページ（[Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum Kementerian Perindustrian](http://jdih.kemenperin.go.id/)、<http://jdih.kemenperin.go.id/>）で確認できる）の輸入は製造業者あるいは一般輸入業者が輸入承認を取得した後に行うもので、輸入承認は工業省が発行する輸入推薦状に従って発行される。輸入推薦状は、国内の需要や生産能力のほか、過去の業績を勘案して発行されるもので、工業省内のアグロ産業育成総局農園林産物産業育成局長または化学産業育成総局川上化学産業育成局長宛て、1 年間の輸入計画、セーフティ・データ・シートなどを添付して申請する。

pp. ニトロセルロース

ニトロセルロース（HS コード ex 3912.20.11、ex 3912.20.12、ex 3912.20.19、ex 3912.20.20）は、国防省の推薦状を取得した後、製造輸入業者認定番号（API-P）として有効な事業基本番号（NIB）を有する事業者はニトロセルロース製造輸入業者（IP NC）として、一般輸入業者認定番号（API-U）として有効な NIB を有する事業者はニトロセルロース登録輸入業者（IT NC）として登録し、輸入承認を取得して輸入することができる。船積み前検査も義務。

IP NC は自社の生産に必要なニトロセルロースを輸入するもので、事業が続く限り有効。IT NC は販売契約に基づき製造業者や最終使用者へ販売する目的で輸入するもので、有効期間は 3 年間。旧令では、IT NC としての登録申請には蔵置所や倉庫の占有証明も必要とされていた。

輸入承認の取得には商品収支の申告が必要だが、商品収支が未決定の間は、IP NC の場合は工業省や国防省の審査報告、推薦状または技術見解、IT NC は国防省の審査報告、推薦状または技術見解、国軍戦略諜報庁と警察からの推薦状に基づき発行される。また旧令では、IT NC は販売契約も必要とされていた。輸入承認には物品の説明、HS コード、数量、原産／船積み国、目的港、仕様などが記載され、有効期間は 1～12 月

の期間で最長1年。

ニトロセルロースの輸入割当量は毎年、国内の生産と需要を勘案し、関係省庁の会議で決定される。

qq. 商業産業向け爆発原料

商業産業向けの爆発原料の輸入は、国防省の推薦状を取得した後、製造輸入業者認定番号（API-P）として有効な事業基本番号（NIB）を有する事業者は商業産業向けの爆発原料製造輸入業者（IP Handuk）として、一般輸入業者認定番号（API-U）として有効なNIBを有する事業者は商業産業向けの爆発原料登録輸入業者（IT Handuk）として登録し、輸入承認を取得して輸入することができる。対象は、HSコード29.04、29.20、29.27、29.33 31.02、31.05、36.01～36.04番台の、8桁のHSコードベースで19品目。IP HandukまたはIT Handukの有効期間は、国防省の推薦状の決定に従う。

輸入承認の取得には商品収支の申告が必要だが、商品収支が未決定の間は、IP HandukまたはIT Handuk、国防省の審査報告、推薦状または技術見解、国軍戦略諜報庁（BAIS TNI）と国家警察諜報安全庁（Baintelkam POLRI）からの推薦状に基づき発行される。旧令ではこのほか、爆発原料の種類や割当数量について許可を与えたことについての国防大臣決定も必要とされていた。輸入承認には物品の説明、HSコード、原産国、船積み港、目的港、仕様などが記載され、有効期間は1～12月の期間で最長1年。

商業産業向けの爆発原料の輸入割当量も毎年、国内の生産と需要を勘案し、関係省庁の会議での決定に左右される。

なお、コンプリメンタリー品として爆発原料を輸入するAPI-P保有事業者は、国防省の審査報告、推薦状または技術見解、国軍戦略諜報庁と国家警察諜報安全庁からの推薦状、海外の会社との特別関係を証明するもの（コンプリメント品の場合）に基づく専用の輸入承認を取得する。有効期間1年。

また、2023年5月8日付財務大臣決定2023年第14号（No. 14/KM. 4/2023）にて、輸入申告書の中で使用する商業産業向け爆発原料（8桁のHSコードで13品目）の単位は、品目によりキログラム、重量トン、メートル、ピースと定められている。詳細は財務省のウェブサイトの法令ページ（Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum Kementerian Keuangan、<https://jdih.kemenkeu.go.id/in/home>）で確認できる。

rr. オゾン層破壊物質（BPO）

オゾン層破壊物質は、一般輸入業者認定番号（API-U）または製造輸入業者認定番号（API-P）として有効な事業基本番号（NIB）を有する事業者が、輸入承認を取得した

後に輸入できる。対象は、HSコード2903.61.00のメチルブロマイドと、2903.71.00、2903.72.00、ex 2903.73.00、ex 2903.74.00、2903.75.00、ex 2903.79.00、ex 3827.31.00に該当するメチルブロマイド以外のもの。物品の種類を示す番号とCAS番号の指定もある。船積み前検査も課されている。

輸入承認は、メチルブロマイド用と非メチルブロマイド向けに分かれている。輸入承認の取得には商品収支の申告が必要だが、商品収支が未決定の間は環境林業省の審査報告、推薦状または技術見解に基づき発行される。旧令ではこのほか、農薬登録についての農業大臣決定書（メチルブロマイドの輸入の場合）、1年間の生産またはディストリビューション計画等が必要とされていた。輸入承認には物品の説明、HSコード、数量、原産国、船積み港、目的港、仕様などが記載され、有効期間は1～12月の期間で最長1年間。輸入港はベラワン（メダン）、タンジュンプリオク（ジャカルタ）、メラック（チレゴン）、タンジュンマス（スマラン）、タンジュンペラック（スラバヤ）、スカルノハッタ（マカッサル）の6港に限定されている。

メチルブロマイドの輸入は検疫やプレシッピングの用途にのみ可能で、製造国から“for quarantine and pre-shipment only”と記載されたラベルが添付されていなければならない。また、オゾン層破壊物質の輸入割当量も毎年、国内の生産と需要を勘案し、関係省庁の会議で決定される。

なお、2023年5月8日付財務大臣決定2023年第14号（No. 14/KM. 4/2023）は、HSコード3827.31.00と3827.32.00に該当するオゾン層破壊物質について、輸入申告書の中で使用する単位をキログラムと定めている。

ss. 冷却システムベース品

冷却システムベース品の輸入は一般輸入業者認定番号（API-U）または製造輸入業者認定番号（API-P）として有効な事業基本番号（NIB）を有する事業者によって行えるが、船積み前検査が義務付けられている。また、ポストボーダー検査を適用（「輸入関連法」参照）。

対象は8桁のHSコードで、空調設備30品目（HS 84.15番台）、冷蔵・冷凍庫13品目（同84.18番台）、冷蔵・冷凍装置を備えたコンテナ2品目（同86.09番台）。中身がある状態でもない状態でも、フロン（CFCまたはHCFC-22）を使用していないもの限り輸入可能である。

tt. 危険原料(B2)

危険原料の輸入は、民間では、製造輸入業者認定番号（API-P）として有効な事業基本番号（NIB）を有する事業者のみに限られる。危険原料製造輸入業者（IP B2）として登録した後、輸入承認を取得して輸入をする。対象品目は、HSコード25.28、28.05、

28. 10～28. 12、28. 27、28. 29、28. 33、28. 37、28. 40、28. 45、28. 53、29. 03～29. 05、29. 07、29. 09、29. 12、29. 15、29. 17、29. 18、29. 20～29. 22、29. 24、29. 27、29. 29～29. 33、30. 02～32. 04、38. 24、39. 07、39. 11 番台の、8桁のHSコードベースで99品目。化学物質名とCAS番号、登録コードの指定もある。船積み前検査も課される。

IP B2として登録をするには、医薬品や伝統生薬、化粧品、加工食品、食品添加物産業は国家食品医薬品監督庁（BPOM）からの推薦状を、非医薬品産業は工業省からの推薦状を取得して、登録申請する。登録は、事業が続く限り有効。

輸入承認は商品収支に基づいて、商品収支が未決定の場合は、医薬品や伝統生薬、化粧品、加工食品、食品添加物産業は食品医薬品監督庁の審査報告、推薦状または技術見解に基づき、非医薬品産業は工業省の審査報告、推薦状または技術見解に基づいて、それぞれ発行される。旧令ではこのほか、蔵置所／倉庫、ディストリビューション施設の占有証明も必要とされていた。

輸入承認には、HSコード、物品の説明、種類、数量、原産国、船積み港、目的港、仕様などが記載され、有効期間は最長1年。輸入港は、ベラワン（メダン）、メラック（チレゴン）、タンジュンマス（スマラン）、タンジュンペラック（スラバヤ）、スカルノハッタ（マカッサル）、バトウアンパル（バタム）の6海港に限定されている。

IP B2によって輸入された危険原料は生産工程で必要とされるもののみで、売買や第三者への譲渡は禁止。また、金鉱産業と化粧品産業で活動する会社が自社使用したり、これら会社に供給する目的で、HSコード2805.40.00.に該当する水銀を輸入することも禁じられている。

なお、コンプリメンタリー品、市場テストのための品として危険原料の輸入は、非医薬品産業のAPI-P保有事業者に限られる。工業省の技術見解、海外の会社との特別関係を証明するもの（コンプリメント品の場合）に基づく専用の輸入承認が必要。有効期間は1～12月の期間で最長1年。船積み前検査も課されている。

また、2023年5月8日付財務大臣決定2023年第14号（No.14/KM.4/2023）にて、輸入申告書の中で使用する有毒原料（8桁のHSコードで9品目）の単位はキログラムと定められている。詳細は財務省のウェブサイトの法令ページ（Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum Kementerian Keuangan、<https://jdih.kemenkeu.go.id/in/home>）で確認できる。

uu. ハイドロフルオロカーボン（HFC）

ハイドロフルオロカーボンの輸入は、製造輸入業者認定番号（API-P）または一般輸入業者認定番号（API-U）として有効な事業基本番号（NIB）を保有する事業者が、輸入承認を取得した後に行える。対象は、HSコード29.03番台が8桁のHSコードベースで8品目、38.27番台が12品目。物品の種類を示す番号とCAS番号の指定もある。

船積み前検査も課される。

輸入承認は商品収支に基づき発行されるが、商品収支が未決定の場合、環境林業省の審査報告、推薦状または技術見解に基づき発行される。輸入承認にはHSコード、物品の説明、数量、原産国、船積み港、目的港、仕様などが記載され、有効期間は1～12月の期間で最長1年。輸入港は、ベラワン（メダン）、ドウマイ（リアウ）、タンジュンプリオク（ジャカルタ）、タンジュンマス（スマラン）、タンジュンペラック（スラバヤ）、スカルノハッタ（マカッサル）、バトウアンパル（バタム）の7海港と全国の国際空港に限定されている。

ハイドロフルオロカーボンの輸入割当量も毎年、国内の生産と需要を勘案し、関係省庁の会議で決定される。

vv. 特定の化学物質

特定の化学物質とは、HSコード2835.31.90、2915.11.00、ex 2922.41.00に該当するものことで、これらの輸入は製造輸入業者認定番号（API-P）または一般輸入業者認定番号（API-U）として有効な事業基本番号（NIB）を保有する事業者が、輸入承認を取得した後に行える。船積み前検査も義務で、ポストボーダー検査（「輸入関連法」参照）を適用。対象品目には、物品の種類を示す番号とCAS番号の指定もある。

輸入承認は商品収支に基づき発行されるが、商品収支が未決定の場合、工業省の審査報告、推薦状または技術見解に基づき発行される。輸入承認にはHSコード、物品の説明、数量、原産国、船積み港、目的港、仕様などが記載され、有効期間は1～12月の期間で最長1年。

ただし、API-Uとして有効なNIBを保有する事業者による輸入は、仲介者なく直接、最終消費者に供給されるための輸入に限られている。

なお、コンプリメンタリー品、市場テストのための品として上記の化学物質を輸入するAPI-P保有事業者は、工業省の技術見解、海外の会社との特別関係を証明するもの（コンプリメント品の場合）に基づく専用の輸入承認を取得する。有効期間は1～12月の期間で最長1年。船積み前検査も義務で、ポストボーダー検査適用。

ww. バルブ

HSコード8481.30.10、8481.30.20、ex. 8481.30.90、8481.80.61、ex. 8481.80.62、ex. 8481.80.63、8481.80.73、8481.80.74、8481.80.77に該当するバルブは、製造輸入業者認定番号（API-P）または一般輸入業者認定番号（API-U）として有効な事業基本番号（NIB）を保有する事業者が、輸入承認を取得した後に輸入できる。輸入承認は商品収支に基づき発行されるが、商品収支が未決定の場合、工業省の審査報告、推薦状または技術見解に基づき発行される。輸入承認にはHSコード、物品の説明、数量、原産国、船積み港、目的港、仕様などが記載され、有効期間は1～12月の期間で最長1

年。ポストボーダー検査が適用される（「輸入関連法」参照）。

なお、コンプリメンタリー品、市場テスト、アフターセールス・サービスのための品としてバルブを輸入する API-P 保有事業者は、工業省の技術見解、海外の会社との特別関係を証明するもの（コンプリメント品の場合）に基づく専用の輸入承認を取得する。有効期間は1～12月の期間で最長1年。ポストボーダー検査適用。

xx. 中古資本財（BMTB）

中古資本財の輸入は、製造業など中古資本財を直接使用する会社、リコンディショニング会社（中古資本財を輸入し修理を行う会社）、リマニュフクチャリング会社（中古資本財を輸入し製造を行う会社）が、輸入承認を取得した後に行える。

輸入が認められる中古資本財は、直接使用会社向けの場合は以下のように、その形態により A～C に分類され、年齢制限が設定されている。

分類 A：年齢 5 年まで：HS コード 8518. 11. 00 のみ

同 10 年まで：同 84. 79、85. 43、90. 30～90. 31 番台の、8 桁の HS コードベースで 5 品目のみ

同 15 年まで：同 ex 9030. 20. 00 のみ

同 20 年まで：同 84 番台（ジェネレーター、ターボジェット、空気圧ポンプ、冷蔵庫、食器洗浄器、重量機械、フォークリフト、ブルドーザー、パルプ製造機、印刷機械、繊維加工機械、織機、編み機、ミシン、コンバーター等）、85 番台（電動モーター／ジェネレーター、発電設備等）、90 番台（医療分野などで使用される X 線、 α 線、 β 線、 γ 線を使った機器）の、8 桁の HS コードで計 257 品目

同 20 年まで、鉱業会社向け：同 87 番台（自動車パーツ・部品）の、8 桁の HS コードで計 15 品目

分類 B：HS コード 88 番台（航空機）

① 年齢 20 年まで、8 桁の HS コードで計 4 品目

② 年齢 25 年まで、8 桁の HS コードで計 4 品目

③ 年齢制限なし、8 桁の HS コードで計 21 品目

分類 C：HS コード 89 番台（船舶等）

① 年齢 15 年まで、8 桁の HS コードで計 4 品目

② 年齢 20 年まで、8 桁の HS コードで計 14 品目

③ 年齢 25 年まで、8 桁の HS コードで計 13 品目

自社で直接使用する中古資本財の輸入は、製造輸入業者認定番号（API-P）として有効な事業基本番号（NIB）を有する会社のみが、輸入承認を取得した後に行う。ポストボ

一ター検査が適用される（「輸入関連法」参照）。

輸入承認は商品収支に基づき発行されるが、商品収支が未決定の間は、特に分類Aの中古資本財の場合、事業許可、輸入した中古資本財を少なくともそれぞれの年齢制限の間は売買に供したりスクラップにしない旨の誓約書、事業がまだ開発段階である旨の表明書、販売国当局からのカリブレーション証明（該当するもの）などに基づいて発行される。旧令ではこのほか、輸入計画も必要とされていた。輸入承認にはHSコード、物品の説明、数量、原産国、船積み港、目的港、仕様などが記載され、有効期間は1～12月の期間で最長1年。分類Aの中古資本財の場合は船積み前検査の義務もある。

また、工場移転の場合の中古資本財の輸入は、製造輸入業者認定番号（API-P）として有効な事業基本番号（NIB）を有する会社が専用の輸入承認を取得して実施。船積み前検査が課され、ポストボーダー検査が適用され、輸入実績報告の義務がある。

yy. 中古リチウム電池

HSコード85番台の、8桁のコードで13品目の中古リチウム電池の輸入は、電気自動車産業の成長加速を目的とするもので、製造輸入業者認定番号（API-P）として有効な事業基本番号（NIB）を有するリチウム電池産業または金属材料再生産業の輸入業者が、中古リチウム輸入業者登録（IP）として登録して行う。IPの申請には事業許可のほか環境許可が必要で、IPは当該会社が自動車向けリチウム電池の製造を継続する限り有効。船積み前検査義務がある。

zz. 工業原材料向けの非有毒危険（B3）廃棄物

輸入が認められる廃棄物はHSコード8桁ベースで、紙・カートン4品目（HSコード47.07番台）、金属32品目（同71.12、72.04、75.03、76.02、79.02、80.02、81.01～06、81.08～13番台）、プラスチック12品目（同39.15番台）、ゴム1品目（同4004.00.00）、繊維・繊維製品16品目（同50.03、51.03、52.02、53.01～03、53.05、63.10番台）、ガラス1品目（同ex 7001.00.00）の残余物、くず、スクラップなど計66品目。これらは、製造輸入業者認定番号（API-P）として有効な事業基本番号（NIB）を有する事業者のみ、輸入承認を取得した後に輸入できる。

輸入承認は、紙、金属、プラスチック、ゴム、繊維、ガラスの別に設定されている。輸入承認を取得するには商品収支の申告が必要だが、商品収支が未稼働の間は、海外の当局が発行した輸出登録業者としての証明、廃棄物埋立場（landfill）からの廃棄物ではなく、ごみではなく、危険有毒物質で汚染されていないといった条件を満たした廃棄物である旨の誓約書、条件を満たしていない廃棄物の場合は輸出することを約束する誓約書、環境省と工業省の審査報告、推薦状または技術見解などに基づいて発

行される。環境許可や原材料マスターリストも必要と思われる。輸入承認には輸出者の名称と住所、HSコード、物品の説明、数量、原産国、船積み港、目的港、仕様などが記載され、有効期間は1～12月の期間で最長1年。

また、輸入港がタンジュンプリオク港（ジャカルタ）、タンジュンマス港（スマラン）、タンジュンペラック港（スラバヤ）、スカルノハッタ港（マカッサル）、ベラワン港（メダン）、バトウアンパル港（バタム島）、テルックラモン港（スラバヤ）、メラック港（チレゴン）、ウェダ港（中部ハルマヘラ）、チガディン港（チレゴン）、バホドピ港（モロワリ）、ビトウン港（ビトウン）、プカンバル港（リアウ）、スクパン港（バタム島）、パンジャン港（ランポン）、プラワン港（リアウ）、クアラタンジュン（北スマトラ）、フトン港（リアウ）に限定されている。

輸入は輸出国で登録された輸出業者からのものであることが条件で、搬出地での船積み前検査が義務。旧令では、梱包されていない廃棄物は船積み港から定められた目的港まで直送が義務で、梱包されている廃棄物は船積み港から定められた目的港まで直送でもトランジットでもよいが、トランジットの場合はトランジット港でコンテナの封印シールがはがされず、サーベイヤーからのコンテナ番号と封印番号で証明される必要があるとされていた。

他に以下の定めもあり、併せて参照する必要がある。

・大型反芻家畜

2019年7月30日付農業大臣規定2019年第41号にて、HSコードがEx. 0102. 29. 19、Ex. 0102. 29. 90に該当する牛とEx. 0102. 39. 00に該当する水牛の輸入には、商業大臣よりの搬入許可が必要と定められている。これを取得するには農業大臣からの推薦状などが必要（農業大臣の推薦状については2011年9月7日付農業大臣規定2011年第52号（No. 52/Permentan/OT. 140/9/2011）による）。輸出国とその事業所はインドネシア農業大臣から認定を得なければならず、家畜の衛生技術条件や大型反芻家畜のスペック条件もクリアしないとならない。

・牛肉類と加工品

2019年8月5日付農業大臣規定2019年第42号にて、牛を解体したもの、牛肉、牛の内臓、およびこれらの加工品（HSコードは0201、0202、0206）の輸入は、農業省畜産・家畜衛生総局が牛肉搬入国として認定した国の、同牛肉搬入事業所としての認定を受けた事業所からのみ可能で、農業大臣から推薦状を取得した上で、商業省から輸入承認を得た業者が輸入すると定められている。

輸入される牛肉類の包装は輸出国からのものがそのままではならず、包装には少なくとも目的地（インドネシア）、牛肉搬入事業所の名称・所在地・施設番号

(Establishment Number)、と畜日・解体日・製造日・消費期限、および／あるいは製造日、枝肉・肉・内臓および／あるいは加工品の数量・種類・特長、ハラール認証について記載されたラベル表示をしないとしない。また、と畜からインドネシアに輸入されるまでの期間を、冷凍牛肉の場合は最大マイナス18度での保蔵で6ヶ月間、冷蔵牛肉の場合は同4度で3ヶ月間に制限。輸入された牛肉はコールドチェーンその他の設備を有したホテルやレストラン、ケータリング、工業、市場、その他災害支援目的の贈与、研究開発、サンプル（200kg以下）といった特別な用途での使用・流通向け供給に限定されている。

なお、日本は現在、牛肉搬入国としてインドネシア政府に認められており、厚生労働省がインドネシア政府との協議の結果として対インドネシア輸出牛肉の取扱要綱を定めている。対インドネシア輸出牛肉を取り扱う食肉施設と共に、厚生労働省のサイト

(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/haccp/other/yusyutu_syokuniku/) で確認できる。

・食品・医薬品・化粧品関連

食品は、1989年6月2日付保健大臣規定1989年第382号（No. 382/MEN. KES/PER/VI/1989）にて、小売用に包装されてラベルを付された輸入加工食品の場合は当局に登録し、ML番号を取得するよう定められている。登録先は国家食品・医薬品監督庁（BPOM）。医薬品も同様の手続きが必要である。化粧品も、ノーティフィケーションの形式の流通許可を取得する義務がある（2022年10月4日付BPOM規定2022年第21号）。

さらに食品・医薬品と関連製品についてBPOMは様々な規定を発布している。

- ① **食品・医薬品・化粧品の輸入：2022年11月14日付BPOM長官規定2022年第27号（2023年11月3日付BPOM規定2023年第28号で変更）、2023年11月3日付BPOM決定2023年第456号**
8桁のHSコードベースで医薬品72品目、天然原料薬8品目、化粧品33品目、サプリメント7品目、医薬部外品2品目、加工食品416品目の輸入を（詳細はBPOMウェブサイトの法令ページ（Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum Badan Pengawas Obat dan Makanan、<https://jdih.pom.go.id/>）参照）、国内流通許可の保有者とその委任者に限定。輸入の都度、医薬品、天然原料薬、医薬部外品、サプリメント、化粧品は輸入申告時までにボーダー輸入承認書（SKI Border）を取得していなければならない、加工食品は搬出承認が出てから7日以内にポストボーダー輸入承認書（SKI Post Border）を取得する義務がある。BPOMのSKIサービスサイトまたはインドネシア・ナショナル・シングル・ウインドウ・システム（SINSW）を通じて、流通許可、インボイス、ラベルなどを添付して申請する。SKI申請時に、化粧品は輸入時に保存期間全体の最低1/3を残していること、バイオロジー製品は消費期限9ヶ月前

であること、バイオロジ製品以外の医薬品、天然原料薬、医薬部外品、サプリメント、加工食品は保存期間全体の2/3を残していること、が義務付けられている。

② 食品・医薬品・化粧品の原料輸入：2017年12月20日付BPOM長官規定2017年第29号（2020年7月9日付BPOM規定2020年第14号で変更）

化粧品を含む医薬品、伝統生薬、サプリメント、加工食品の原料輸入は食品・医薬品分野の製造業者や輸入業者に限定される。対象品目はHSコード8桁ベースで、医薬品の原料124品目、伝統生薬の原料23品目、化粧品の原料2品目、サプリメントの原料45品目、医薬部外品の原料2品目、加工食品の原料358品目、食品添加物が47品目。他に中小企業への供給向けに輸入が認められる食品、伝統生薬、化粧品の原料の定めもある（詳細はBPOMウェブサイトの法令ページ（Badan Pengawas Obat dan Makanan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<https://jdih.pom.go.id/>）参照）。輸入の都度、医薬品と伝統生薬の原料は輸入申告時までにはボーダー輸入承認書（SKI Border）を取得していなければならない、医薬部外品と化粧品、サプリメント、加工食品の原料は搬出承認が出てから7日以内にポストボーダー輸入承認書（SKI Post Border）を取得することが義務。優先サービス・リストに上がった輸入承認書申請者による申請によるものは審査なし、e-BPOMを通じて自動的にプロセスするという制度がある。医薬品原料の輸入は医薬品メーカー（自社生産への使用向け）あるいは大規模医薬品商（医薬品メーカーへの販売向け）しか行えず、輸入承認を得た医薬品メーカーあるいは大規模医薬品商には医薬品原料輸入・（医薬品生産への）使用・流通の実績報告を、輸入のつど、翌月10日までに、BPOMへ提出する義務もある。

③ 医薬品・化粧品のコンプリメンタリー輸入：2016年12月23日付BPOM長官規定2016年第27号

製造輸入業者認定番号（API-P）を有する医薬品、伝統生薬、化粧品の製造会社には、これら製品を製造するのに必要な原材料の輸入は認められていて、これらの製品そのものを輸入することはできないが、投資と事業開発のため必要な場合に限り、コンプリメンタリー品としてこれら製品の輸入が認められる。輸入ができるのは、申請者によってまだ生産されていない製品で、当該の製造会社の事業許可に則しており、当該製造会社とエージェント／ディストリビューター指名書を通じて特別関係にある海外の会社が生産したものであり、流通許可番号の取得が条件。これらの輸入に当たっては事前に、BPOM長官から輸入承認を得るための推薦状を取得する必要がある。推薦状においてHSコード、製造元ごとに輸入数量、船積み港、目的港が定められる。推薦状の有効期間は流通許可期間内最大2年間。輸入された製品は他者への販売・譲渡が可能である。推薦状を取得した会社には、3ヶ月ごとの輸入実績報告が義務付けられている。

④ 食品包装原料の輸入：2009年4月13日付BPOM長官規定2009年

No. HK. 00. 05. 1. 55. 1621

食品包装原料のインドネシア国内への輸入には、毎回の輸送にあたり食品・医薬品監督庁長官からの文書による承認を得るよう義務付けられている。また、食品包装に使用が認められる食品包装原料として604品目（HSコード10桁ベース）がリストアップされている。詳細はBPOMウェブサイトの法令ページ（Badan Pengawas Obat dan Makanan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<https://jdih.pom.go.id/>）で確認できる。

⑤ 伝統生薬原料の輸入：2009年1月13日付国家食品・医薬品監督庁長官規定2009年 No. HK. 00. 05. 1. 42. 0115

HSコード10桁ベースで177品目の伝統生薬原料の輸入を、国家食品・医薬品監督庁長官から承認を得た輸入業者、ディストリビューター、伝統生薬/医薬品製造業者に限定。輸入承認は1回の輸入にのみ有効とされており、搬入の都度、国家食品・医薬品監督庁長官宛てに申請して承認を得なければならない。また、輸入は国内備蓄量を勘案して制限されることがある。対象となる原料の詳細は、BPOMウェブサイトの法令ページ（Badan Pengawas Obat dan Makanan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<https://jdih.pom.go.id/>）で確認できる。

⑥ 加工食品のラベル表示義務：2018年9月21日付BPOM長官規定2018年第31号

加工食品のラベルは流通許可時に承認されるもので、輸入加工食品の場合はインドネシア国内に搬入される際にはラベル表示がなされてなければならない。記載最低事項は製品名、原材料、内容量、製造者/輸入者の名称と住所、ハラール（義務付けられていれば）、製造年月日と製造コード、賞味期限、流通許可番号、特定食品原料の由来（下記⑦参照）。詳細はBPOMウェブサイトの法令ページ（Badan Pengawas Obat dan Makanan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<https://jdih.pom.go.id/>）で確認できる。

⑦ 豚由来原料の表示義務：2010年6月30日付BPOM長官規定2010年 No. HK. 03. 1. 23. 06. 10. 5166

イスラム教で摂取が禁止されている豚由来の、あるいは豚を含む医薬品、伝統生薬、化粧品、栄養食品、食品・飲料には、豚を含有していることを赤字で表示すること、アルコール由来の、あるいはアルコールを含む医薬品、伝統生薬、化粧品、栄養食品、食品・飲料については、アルコール含有度を表示することを国内流通許可の取得条件としている。更に、その他のイスラム教で摂取が禁じられている特定の原料由来の、あるいはそれらを含む食品・飲料の流通は禁止されている。輸入の医薬品、伝統生薬、化粧品、栄養食品、食品・飲料にも適用される。イスラム教で摂取が禁じられている特定の原料については、BPOMウェブサイトの法令ページ（Badan Pengawas Obat dan Makanan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<https://jdih.pom.go.id/>）で確認できる。

⑧ バーコードの添付義務：2018年12月5日付BPOM長官規定2018年第33号

インドネシア国内で流通する医薬品、伝統生薬、サプリメント、化粧品、加工食品に、基本データの入った2Dのバーコードを添付することが義務付けられた。輸入商品も例外ではない。

このほか、インドネシア国内で流通、取引される医薬品（医薬部外品やサプリメントを含む）や生物学的製品（ホルモン、細胞、血液製品、ワクチンなど）にハラル認証を有していることが義務づけられた。輸入品も例外ではない。（2023年1月19日付大統領令2023年第6号）

・ 麻薬、向精神薬、医薬用前駆体

2013年1月18日付保健大臣規定2013年第10号により、麻薬、向精神薬、医薬用前駆体の輸入は保健サービスと科学技術開発の目的のみに限定。輸入者は、麻薬の輸入は保健大臣の特別許可を取得した国営の大規模医薬販売会社1社のみ、向精神薬と医薬用前駆体の輸入は保健大臣により製造輸入業者（IP）あるいは登録輸入業者（IT）に指名された医薬品メーカーや大規模医薬販売会社、研究開発機関に制限されている。いずれも保健大臣からの輸入承認書の取得が必要で、輸入承認書の取得には国家食品・医薬品監督庁から監督結果分析（AHP）を取得する必要がある（2013年5月10日付国家食品・医薬品監督庁長官規定2013年第32号）。

なお、麻薬、向精神薬の分類は2017年7月26日付保健大臣規定2017年第41号にて、前駆体の分類は同第3号に示されている。保健省ウェブサイトの法令のページ（Kementerian Kesehatan Peraturan Perundangan Bidang Kesehatan、<https://www.kemkes.go.id/index.php?act=regulation>）で確認できる。

（非医薬用前駆体の輸入規制については上記参照）

・ 家禽とその生肉、内臓、および加工品

2013年8月28日付農業大臣規定2013年第84号（No. 84/Permentan/PD. 410/8/2013、2013年9月28日付農業大臣規定2013年第96号（No. 96/Permentan/PD. 410/9/2013）にて変更）により、家禽とその生肉、内臓、および加工品の輸入には商業大臣の搬入許可が求められているが、この搬入許可の申請には農業省の推薦状を事前に取得しなければならない。搬入者、原産国、梱包やラベル・輸送などに条件や決まりがある。

・ スチール精錬産業用再生原材料

2014年7月2日付工業大臣規定2014年第61号（No. 61/M-IND/PER/7/2014）にて、スチール精錬産業のための再生原材料の輸入は鉄鋼再生原材料使用許可書を有する

者に限られ、船積み前検査も義務付けられている。スチール精錬産業のための再生原材料の種類や該当 HS コード、品質条件などは工業省ウェブサイトの法令のページ（Kementerian Perindustrian Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.kemperin.go.id/>）で確認することができる。

・作物種苗

2017年5月18日付農業大臣規定2017年第15号（No. 15/PERMENTAN/HR. 060/5/2017、2018年4月16日付農業大臣規定2018年第17号（No. 17/PERMENTAN/HR. 060/4/2018）、2018年5月31日付農業大臣規定2018年第26号（No. 26/PERMENTAN/HR. 060/5/2018）で変更）にて、作物種苗の輸入は、事業者や政府機関、個人らが農業大臣の許可を得た後に行えるとしている。

・危険有毒原料（B3）

2017年6月6日付け環境林業大臣規定2017年第36号（No. P. 36/MENLHK/SETJEN/KUM. 1/6/2017）にて、危険有毒原料を輸入する者に対し、輸入する危険有毒原料の環境林業省への登録、危険有毒原料の輸出入を行う者に環境林業省への通知（Notification）が義務付けられている。登録・通知は環境林業省のサイト <http://ptsp.menlhk.go.id> を通じて申請。さまざまな書類の添付が求められる中、登録しようとする危険有毒原料が水銀の場合は危険原料製造輸入業者（IP-B2）または危険原料特定輸入業者（IT-B2）の認定、登録しようとする危険有毒原料がオゾン層破壊物質（BPO）の場合は、オゾン破壊物質製造輸入業者（IP-BPO）あるいはオゾン破壊物質登録輸入業者（IT-BPO）の認定を添付することが求められる。

・植物のタバコ

2017年11月2日付商業大臣規定2017年第84号にて、2018年1月8日より、HSコード2401.10番台13品目の植物のタバコ（tembakau=tobacco、以下タバコ）の輸入者が、商業大臣から輸入承認を取得した輸入業者認定番号（API）を有する企業に限定される。対象品目の詳細は、法務人権省法規総局ウェブサイトの大臣法令ページ（Kementerian Hukum dan Hak Asasi Manusia Direktorat Jenderal Peraturan Perundang-undangan Daftar Peraturan Menteri、<https://peraturan.go.id/peraturan/permen.html>）参照）。

輸入は国内の備蓄と、国内で栽培されていない種類を勘案し、商業省が定める国内の需要計画に基づき行われるもので、API-P保有企業は自社生産の原材料として、API-U企業は中小たばこ製造業者や自社で輸入をしない企業への供給のため、輸入を行う。

輸入承認の申請には農業大臣からの推薦状などが必要で、有効期間は最長1年間、輸入するタバコの種類、HSコード、船積み港、目的港が記載される。

輸入には船積み前検査と輸入実績報告（毎月、翌月15日まで）が義務付けられている。

なお、農業大臣からのたばこ輸入推薦状については2019年4月25日付け農業大臣規定2019年第23号を参照。

・ 農薬原料

2015年農業大臣規定2015年第39号（No. 39/PERMENTAN/SR. 330/7/2015、2018年1月15日付農業大臣規定2018年第6号（No. 06/PERMENTAN/SR. 330/1/2018）で変更）にて、農薬原料の輸入は農業大臣から許可と登録番号を取得した後に認められるとされている。ポストボーダー検査適用（「輸入関連法」参照）。

・ 動物専用薬

2018年3月2日付農業大臣規定2018年第9号（No. 09/PERMENTAN/PK. 350/3/2018）にて、動物専用薬は、国内の公共利益のためだけに、国内未生産または生産されているが数量が不足しているものに限って、決められた時期に決められた数量のみ、政府機関や協会によって輸入されるとした。

・ 計測機器

2012年12月14日付商業大臣規定2012年第74号（No. 74/M-DAG/PER/12/2012、2018年1月15日付商業大臣規定2018年第23号で変更）にて、計測機器の輸入業者は計測機器のタイプごとのタイプ許可を有していないとされないとしている。タイプ許可の申請には、計測機器が技術的条件規定をクリアしていることについての試験結果証明（SKHP）や、SNI強制適用のもの場合はSNI証使用製品証明（SPPT SNI）などが必要。ラベル表示、輸入実績報告の義務あり。対象はHSコード8桁ベースで、長さを測るものが12品目、燃料輸送車の計測タンク（HS ex. 8716. 31. 00）、パーキングメーター（HS 9106. 90. 10）、自動秤5品目、非自動秤4品目、メカニカル秤4品目、秤（HS 9016. 00. 00）、水分含有度メーター（HS 9016. 00. 00）、液体メーター3品目、ガスメーター（HS 9028. 10. 90、ex. 8414. 80. 90）、電気メーター（HS 9028. 30. 10）。詳細は商業省ウェブサイトの法令のページ（Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum Kementerian Perdagangan、<http://jdih.kemendag.go.id/peraturan>）で確認できる。

・ 林産物

2022年8月22日付環境林業大臣規定2022年第20号にて、ワシントン条約付属書に掲載された林産物の国際流通には、ワシントン条約付属書林産物輸送書類である海外野生動物輸送書類（SATS-LN）と、V-legalまたはFlegtライセンスを添付しなければならないと定められている。野生動物植物の国際流通のための事業許認可を有する事業者のみ行える。

・魚のえさとその原材料

2023年1月24日付海洋水産大臣規定2023年第4号にて、魚のえさやその原材料を輸入しようとする事業者は搬入推薦状を取得しなければならないと定められている。商品収支が準備されている場合には、搬入メカニズムは商品収支国家システムを通じて、商品収支に基づいて行われるが、商品収支がまだない場合は、海洋水産省が運営する電子システムを通じて海洋水産大臣によって行われる。搬入推薦状は、輸入1回、6ヵ月間有効。魚のえさ／原材料の搬入推薦状を取得した事業者には、輸入・流通・回収実績報告義務あり（四半期ごと、翌月10日まで）。

・医療機器

2023年1月19日付大統領令2023年第6号にて、インドネシアに輸入され、インドネシアにおいて流通、取引される医療機器はハラル認証を有していることが義務づけられるとされた。

以上